

当団地は、複合型団地再生事業により建設された賃貸住宅です。

# 洋光台エリアに新築誕生！の UR であ——る。



## 洋光台北団地〈1-11号棟〉

### 令和2年度 新築賃貸住宅入居者募集のご案内

#### ■申込受付期間／令和3年1月29日(金)～2月2日(火)

- ※ 上記期間中に郵送(このパンフレットに同じ込みの専用紙)またはインターネット(31ページ参照)でお申込みください。
- ※ 各住宅ごとのお申込みとなります。
- ※ 現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。
- ※ 現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

#### ■募集戸数51戸

#### ■入居開始可能日／令和3年3月26日(金)〈奇数階〉・4月2日(金)〈偶数階〉



#### UR賃貸住宅 4つのメリット

礼金ナシ	仲介手数料ナシ
更新料ナシ	保証人ナシ



# 地の未来

世界的建築家・隈研吾氏とクリエイティブディレクター・佐藤可士和氏とともに進める「団地の未来プロジェクト」によって、団地の再整備・再活性化を核とした次世代のまちづくりに取り組んでいる街、洋光台。

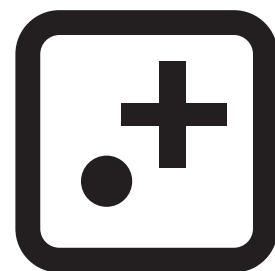
地域の活性化や新たなコミュニティの構築を行いながら、団地に“集まって住む”さまざまな魅力を発信しています。

この街で初めての団地の建替えによる新築UR賃貸住宅がいよいよ誕生です！

## 団地の未来プロジェクトの象徴

### 佐藤可士和氏デザインのロゴマーク

団地の「団」をモチーフに、良いアイデアをひとつずつプラスし、そこから広がる団地の未来を表現したプロジェクトのシンボルマーク。四隅の角を丸くしたアイコンは、既存の枠組みにとらわれないやわらかな着想から創造される新たな可能性を象徴しています。

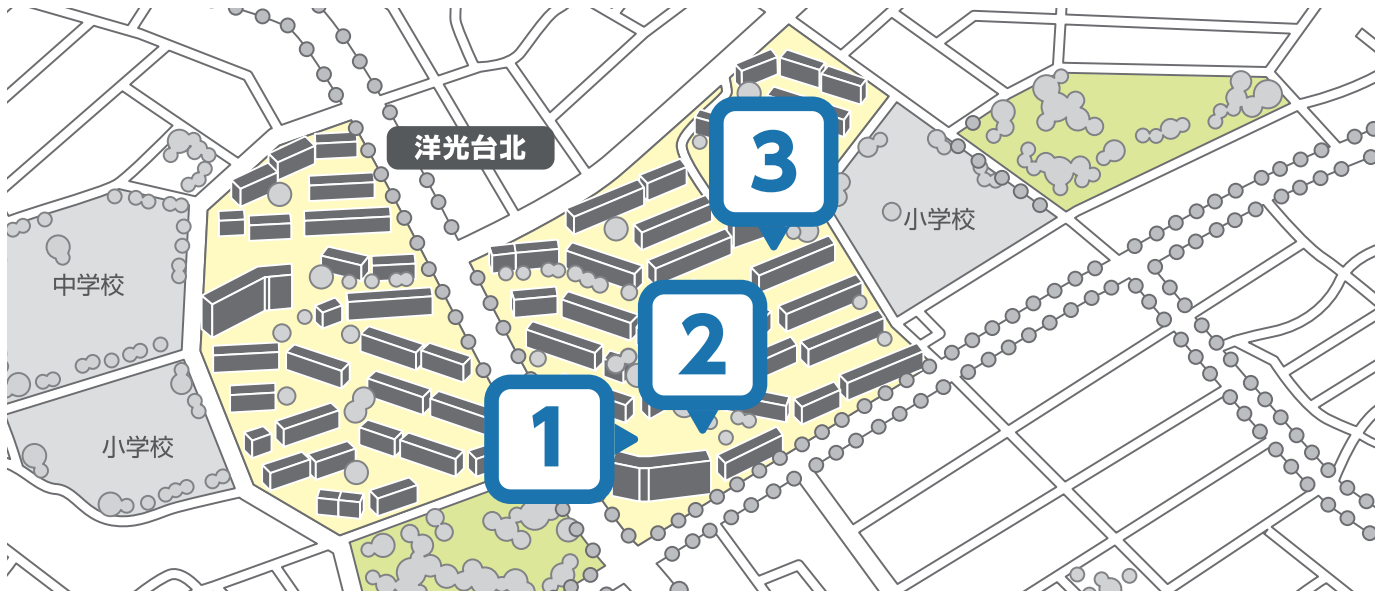


### 隈研吾氏が設計に携わった洋光台中央広場

地元の方々からの意見や有識者のアドバイスを踏まえ、駅前の洋光台中央団地の広場について、団地の「人」を発掘し繋ぎ合わせる「コミュニティの場」、「駅前の賑わいづくり」、「洋光台ならではの景観、雰囲気」、「住宅付店舗の分離と再利用」といったコンセプトで、新たなまちの玄関となるように、大規模なリノベーションを実施しました。

# 洋光台北

豊かな緑と屋外空間の中に、さまざまな「居場所」がちりばめられた、“集まって住む”魅力が詰まったエリアです。



## 団地の集会所 (コミュニティカフェ併設)

洋光台の未来のアイコンとなり、北エリアのコミュニティ拠点となる集会所です。併設するカフェや、建物と階段で囲まれたサンクンガーデンでは、さまざまなアクティビティ・コミュニティを誘発します。



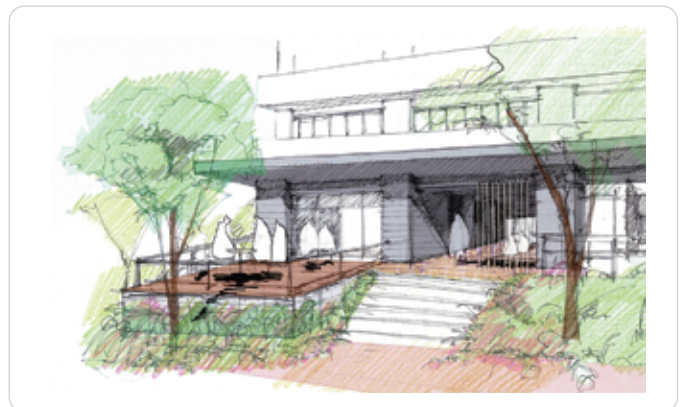
## 団地の広場

開放感のある芝生広場。お住まいの方はもちろん、近隣の方にも親しまれる憩いの場をご提供します。



## 団地のラウンジ (今回建設住棟に併設)

洋光台北団地にお住まいの方がご利用いただけるラウンジです。様々な活動に対応するため、団地の集会所とは異なるコミュニティ形成を図る集いの場をご提供します。





洋光台北公園

## 商店、医療が充実した緑豊かで快適な生活環境

JR京浜東北・根岸線「洋光台」駅から徒歩11分の場所に建つ洋光台北団地<1-11号棟>。

横浜・都心へのアクセスもスムーズで、バス便も充実。

駅前を中心に、日常生活に便利なスーパーやお店も充実し、学校や医療施設も近接。

緑豊かで安心・快適な生活環境が整っています。

### 利便施設

「洋光台通り」にある「イトーヨーカドー 洋光台店」をはじめ、「ピーコックストア洋光台店」、「東急ストア 洋光台店」、「オリンピック 洋光台店」など、食料品や生活雑貨など、毎日のお買い物に便利なスーパーが充実しています。



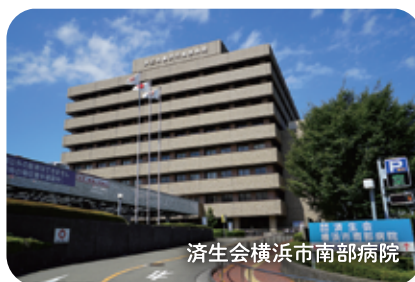
イトーヨーカドー洋光台店



ピーコックストア洋光台店



洋光台第一小学校



済生会横浜市南部病院

### 教育・医療施設

学校や保育園、小児科などが点在、子育て世帯には心強い環境が整っています。「洋光台」駅前にもさまざまな医療クリニックが集まっており、1駅隣の「港南台」駅には総合病院「済生会横浜市南部病院」もあります。

### 社会教育施設

宇宙について楽しく学べる「はまぎん こども宇宙科学館」。プラネタリウムや宇宙がモチーフの体験型遊具、トークイベント、工作ワークショップなど、子どもはもちろん大人も一日中楽しめるコンテンツが盛りだくさんのスポットです。



はまぎん こども宇宙科学館



プラネタリウム

# JR京浜東北・根岸線「洋光台」駅から徒歩11分 横浜・都心へもスムーズアクセス

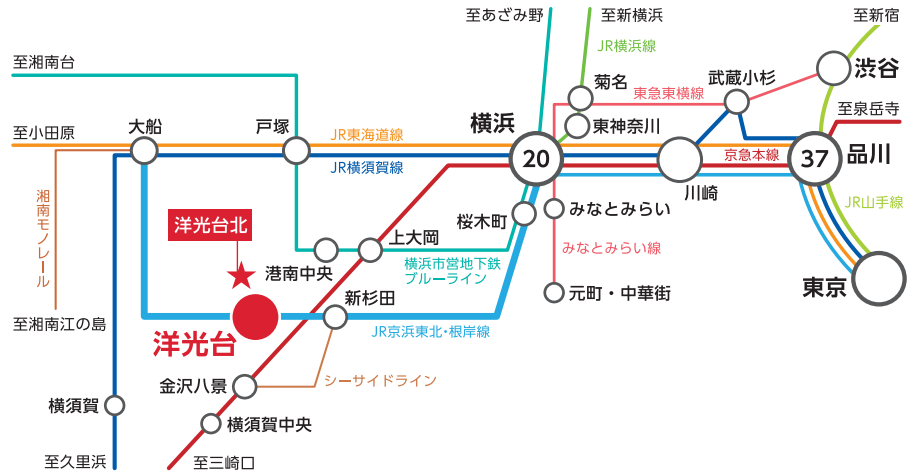
## JR京浜東北・根岸線「洋光台」駅より

「横浜」駅へ …… 20分 (通勤時22分)

JR京浜東北・根岸線(快速)利用 / 通勤時はJR京浜東北・根岸線利用

「品川」駅へ …… 37分 (通勤時42分)

JR京浜東北・根岸線(快速)、横浜よりJR東海道線(快速)利用 / 通勤時はJR京浜東北・根岸線、横浜よりJR東海道線(快速)利用



- 上記の所要時間は日中平常時のものです。
- 所要時間に乗換え・待ち時間は含まれておりません。また、曜日・時間帯によって異なります。

## バス便も充実 3路線の利用が可能です



洋光台北団地<1-11号棟>から駅までの所要時間	JR京浜東北・根岸線「洋光台」駅まで	横浜市営地下鉄ブルーライン「港南中央」駅まで	京急本線/横浜市営地下鉄ブルーライン「上大岡」駅まで(乗換不要)
	徒歩 11分	横浜市営バス または 江ノ電バス利用 16分	横浜市営バス利用 …… 25分 江ノ電バス利用 …… 23分

- 上記の所要時間は日中平常時のものです。
- 所要時間に乗換え・待ち時間は含まれておりません。また、曜日・時間帯によって異なります。

## 車での通勤・休日のお出かけにも便利



- 上記の所要時間は日中平常時のものです。
- 曜日・時間帯、渋滞等によって異なります。

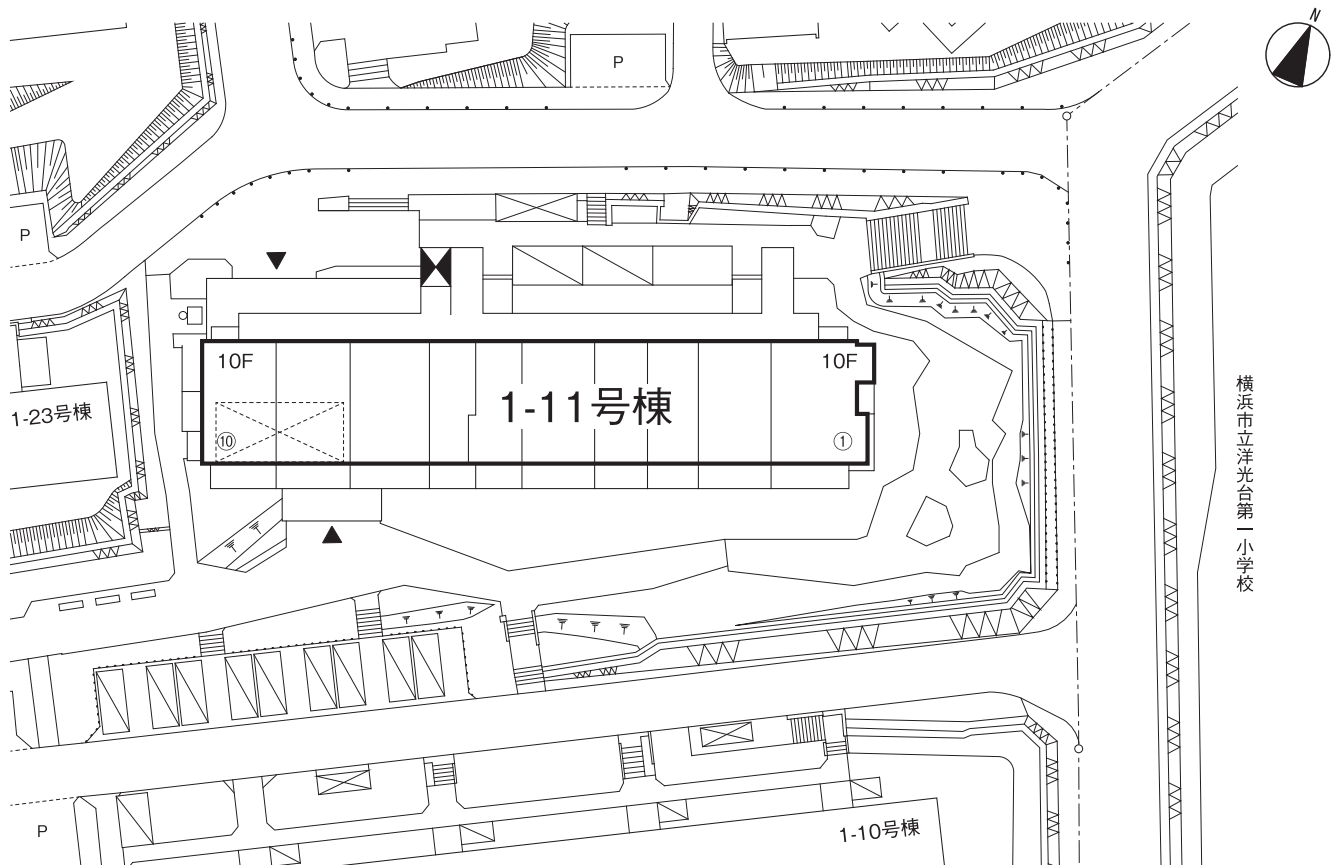
# 募集概要・配置図

## ■募集概要

- 所在地／神奈川県横浜市磯子区洋光台2丁目1番地
- 住居表示／神奈川県横浜市磯子区洋光台2丁目1番11-<sup>(号棟)</sup>○○○○<sup>(号室)</sup>号
- 交通／JR京浜東北・根岸線「洋光台」駅下車徒歩11分
- 建設戸数／97戸
- 募集戸数／51戸 [1K:15戸、1DK:2戸、2DK:22戸、2LDK:12戸]
- 建物構造／鉄筋コンクリート造 10階建
- 入居開始可能日／令和3年3月26日(金)〈奇数階〉・4月2日(金)〈偶数階〉

※「洋光台北団地<1-11号棟>」は、UR都市機構の複合型団地再生事業により新しく建設されたUR賃貸住宅です。  
 ※募集戸数は建設戸数から募集対象外住宅を差し引いた戸数です。  
 ※申込受付期間中に、郵送(このパンフレットに同じ込みの専用用紙)またはインターネットのいずれかの方法でお申込みください。  
 ※現地でのお申込みは受付していませんのでご注意ください。  
 ※現地案内所及び現地モデルルームは開設していませんのでご注意ください。  
 ※入居開始可能日は、工事の進行状況等により変更になる場合がありますので、あらかじめ承知おきください。  
 また、家賃等は入居開始可能日より発生します。

## ■配置図



### 凡例

- |        |            |
|--------|------------|
| 今回募集住棟 | 平面式駐車場     |
| 階数     | 擁壁(コンクリート) |
| 敷地境界線  | 擁壁(石積)     |
| エレベーター | 法面         |
| 自転車置場  | 住宅出入口      |
| ゴミ置場   | 車止め        |
| 防火水槽   |            |

※住戸番号は(①～⑩)の順にふられています。

※この配置図は、工事の関係上一部変更することがあります。また微細な工作物や高低差(階段・擁壁・法面)等については、表示していません。

※この配置図は計画図であり、入居時の現状と異なる場合があります。

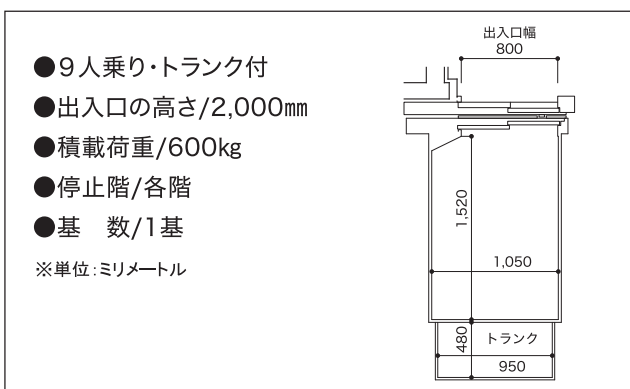
# 募集住宅一覧表

住宅タイプ	住宅型式	面積(m <sup>2</sup> )		募集戸数(戸)	月額家賃(円)	基準月収額(円)	基準貯蓄額	間取図掲載ページ
		住宅専用部分	バルコニー					
A	1K-28m <sup>2</sup>	28.95	6.30	5	68,500~74,200	(月額家賃が 82,500円未満) 月額家賃の4倍 [单身申込者の場合 250,000]	月額家賃の 100倍	12
B	1K-32m <sup>2</sup>	32.99	6.30	4	77,100~80,700			13
C	1K-33m <sup>2</sup>	33.76	6.93	6	79,700~83,700			14
D	1DK-35m <sup>2</sup>	35.60	7.20	2	86,000・86,400			15
E	2DK-49m <sup>2</sup>	49.42	9.24	15	106,100~114,500			16
F	2DK-49m <sup>2</sup>	49.92	9.40	2	111,100・114,500			17
G	2DK-49m <sup>2</sup>	49.96	8.17	5	110,000~114,500			18
H	2LDK-53m <sup>2</sup>	53.19	10.80	3	117,000~122,400			19
K	2LDK-56m <sup>2</sup>	56.92	10.44	1	120,400			20
M	2LDK-64m <sup>2</sup>	64.20	10.44	8	129,500~137,600			21

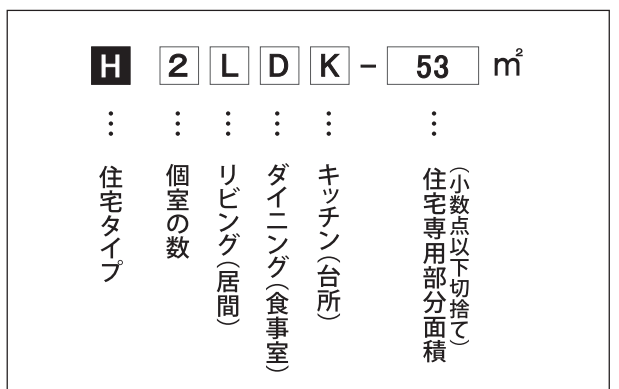
共益費	月額5,000円(予定・全戸共通)。毎月の家賃とともに口座振替によりお支払いいただきます。
敷金	月額家賃の2か月分。契約時までU R 都市機構指定の金融機関にてお支払いいただきます。(U R 賃貸住宅の敷金引継制度は利用できません。)

※各住宅ごとのお申込みとなります。なお、お申込みは、一世帯につき1戸に限ります。  
 ※申込方法の詳細については、31ページ以降をご覧ください。  
 ※平均月収額が基準月収額以上あること、または貯蓄額が基準貯蓄額以上あることが必要です。  
 基準貯蓄額については、月額家賃の100倍になります。詳細は、33ページの「申込資格」5をご覧ください。

## ■エレベーター平面図



## ■住宅型式の表示方法



# 立面図

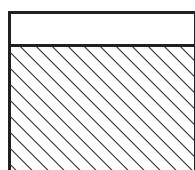
		EV									
10F			1008 H 2LDK 53.19 122,400	1007 A 1K 28.95 74,200		1005 E 2DK 49.42 114,500			1002 E(反) 2DK 49.42 114,500		
9F		909 F 2DK 49.92 114,500		907 A 1K 28.95 73,000					902 E(反) 2DK 49.42 112,900	901 M 2LDK 64.20 137,600	
8F			808 H 2LDK 53.19 120,000	807 A 1K 28.95 72,600				803 C 1K 33.76 83,700		801 M 2LDK 64.20 136,900	
7F						705 E 2DK 49.42 111,700	704 D 1DK 35.60 86,400	703 C 1K 33.76 83,300	702 E(反) 2DK 49.42 111,700	701 M 2LDK 64.20 136,200	
6F	610 G 2DK 49.96 114,500			607 A 1K 28.95 71,800	606 B 1K 32.99 80,700		604 D 1DK 35.60 86,000	603 C 1K 33.76 82,900	602 E(反) 2DK 49.42 111,100	601 M 2LDK 64.20 135,500	
5F	510 G 2DK 49.96 113,500				506 B 1K 32.99 79,900	505 E 2DK 49.42 110,100		503 C 1K 33.76 82,100	502 E(反) 2DK 49.42 110,100	501 M 2LDK 64.20 134,100	
4F	410 G 2DK 49.96 112,900	409 F 2DK 49.92 111,100	408 H 2LDK 53.19 117,000			405 E 2DK 49.42 109,500				401 M 2LDK 64.20 133,400	
3F	310 G 2DK 49.96 112,300					305 E 2DK 49.42 108,900		303 C 1K 33.76 81,300	302 E(反) 2DK 49.42 108,900	301 M 2LDK 64.20 132,200	
2F	210 G 2DK 49.96 110,000				206 B 1K 32.99 77,500	205 E 2DK 49.42 106,700		203 C 1K 33.76 79,700	202 E(反) 2DK 49.42 106,700	201 M 2LDK 64.20 129,500	
1F	団地の ラウンジ	ホール	エントランス ・ メール コーナー	107 A 1K 28.95 68,500	106 B 1K 32.99 77,100	105 E 2DK 49.42 106,100			102 E(反) 2DK 49.42 106,100	101 K 2LDK 56.92 120,400	

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。

## ●立面図凡例

102	住戸番号
E(反)	住宅タイプ ※(反)は反転タイプ
2DK	住宅型式
49.42	住宅専用部分面積 (㎡)
106,100	月額家賃 (円)
	内装カラーバリエーション



募集対象外

### ■カラーバリエーション

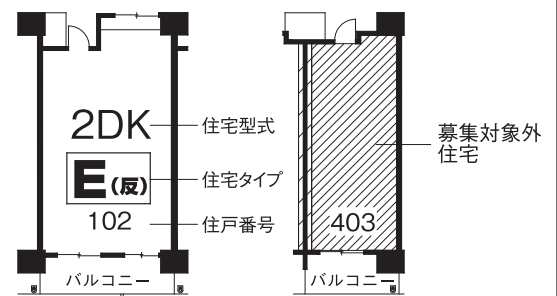
シック

ナチュラル

※木製建具に2種類のカラーバリエーションがあります。カラーイメージについては、53～62ページをご覧ください。

EV ..... エレベーター

## ●各階平面図凡例



※(反)は反転タイプ

EV

エレベーター



避難ハッチ

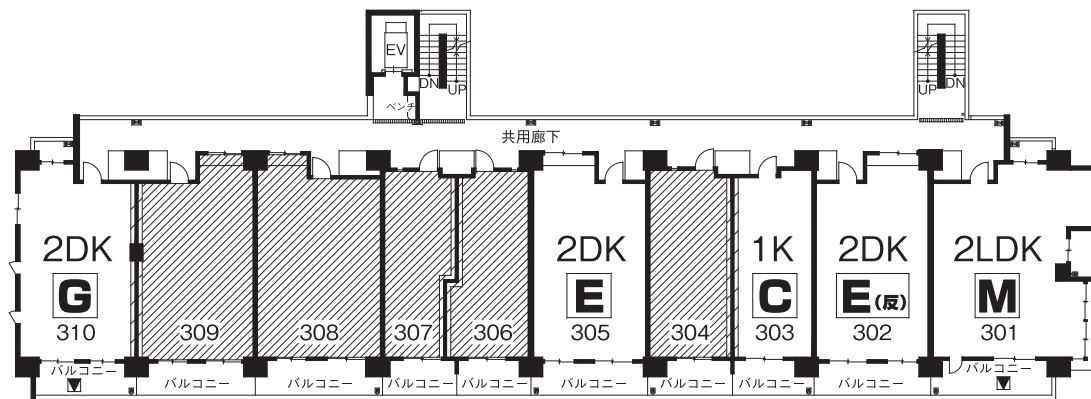
### 耐火遮音間仕切壁

一部の住宅の戸境壁(住宅と住宅の間の壁)は耐火遮音間仕切壁を使用しています。耐火性能、遮音性能については、通常の鉄筋コンクリート壁と同等の性能になっています。その性能を維持させるため、釘等を打つことはできません。

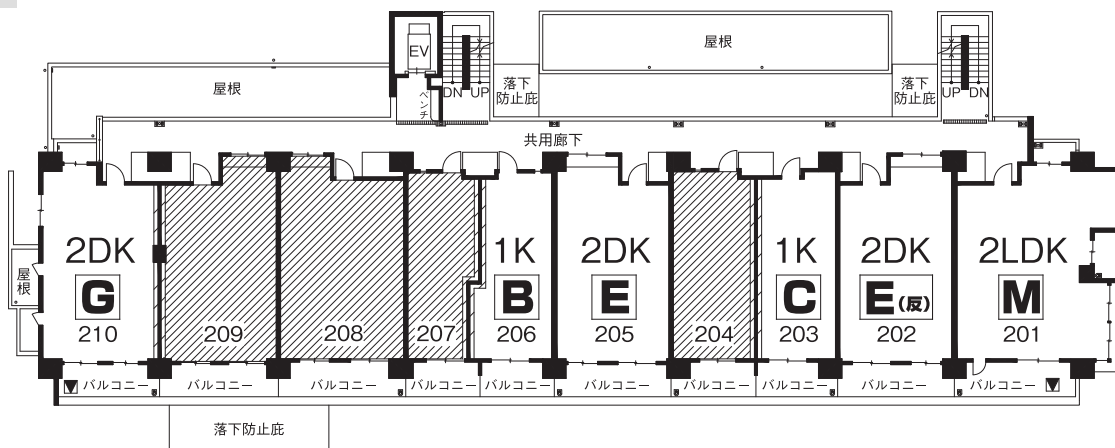


# 各階平面図

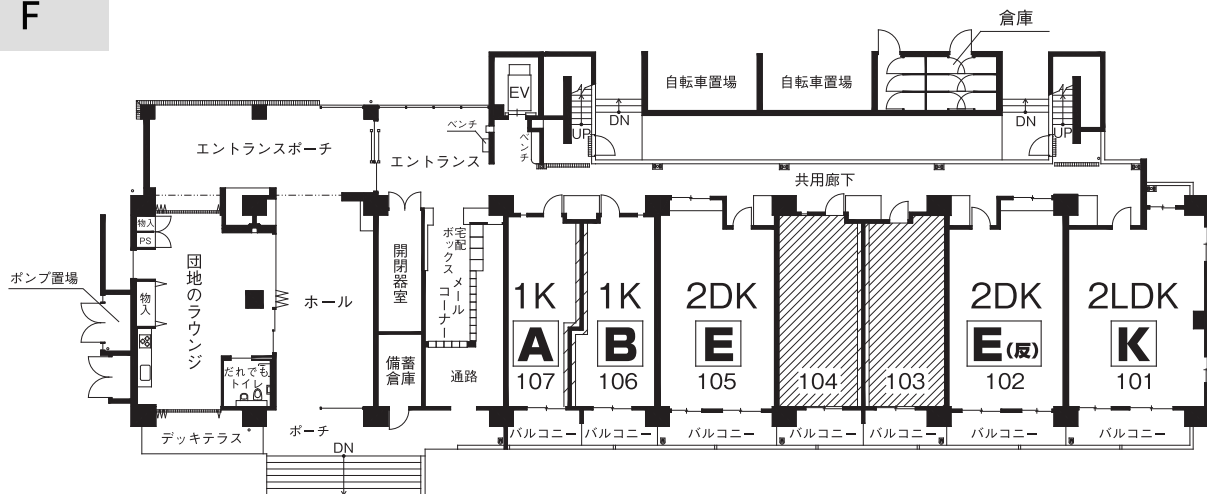
3 F



2 F

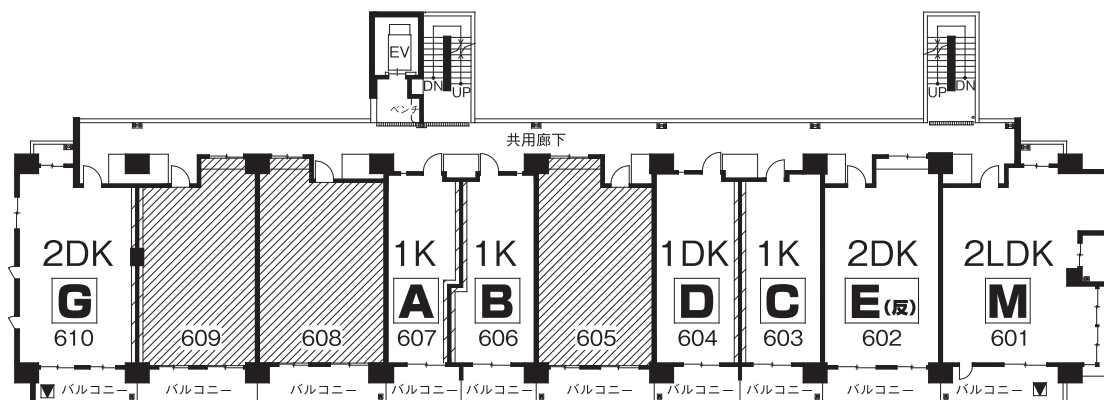


1 F

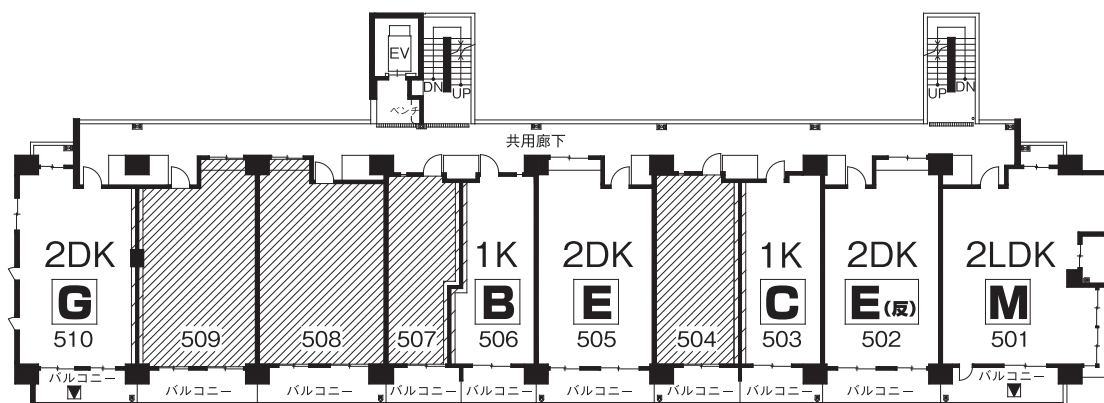


# 各階平面図

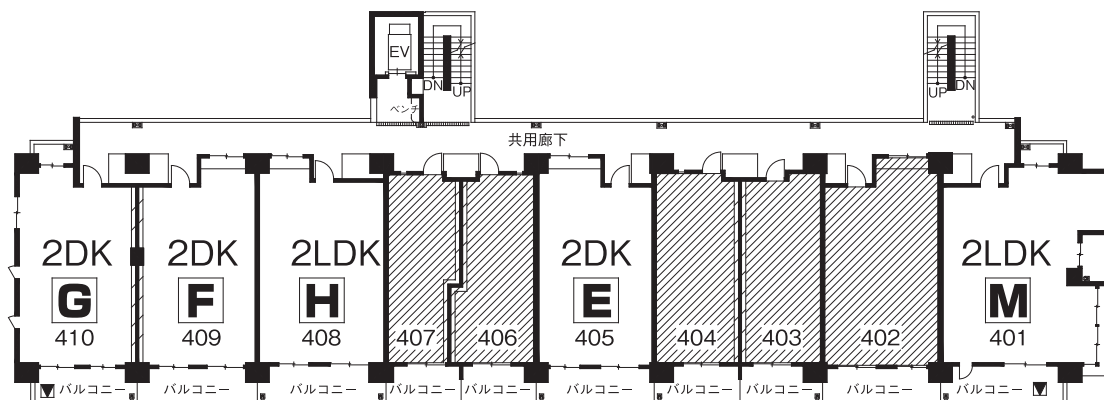
6F



5F

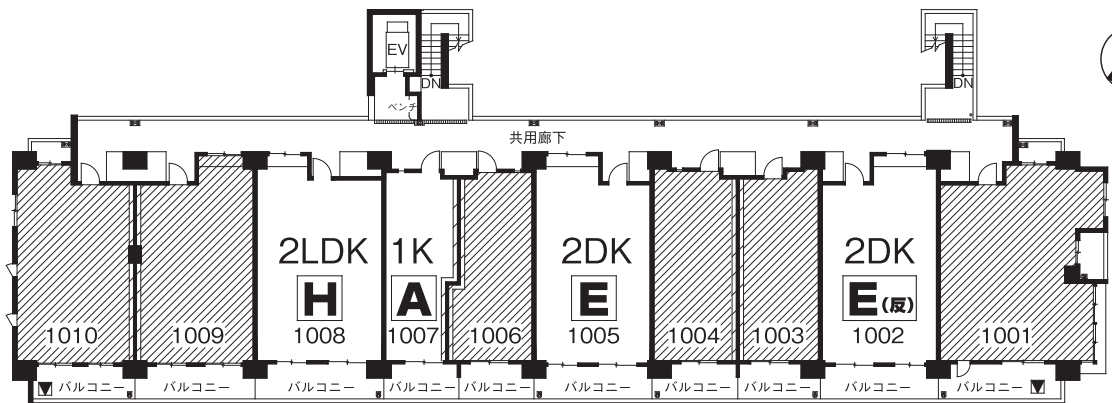


4F

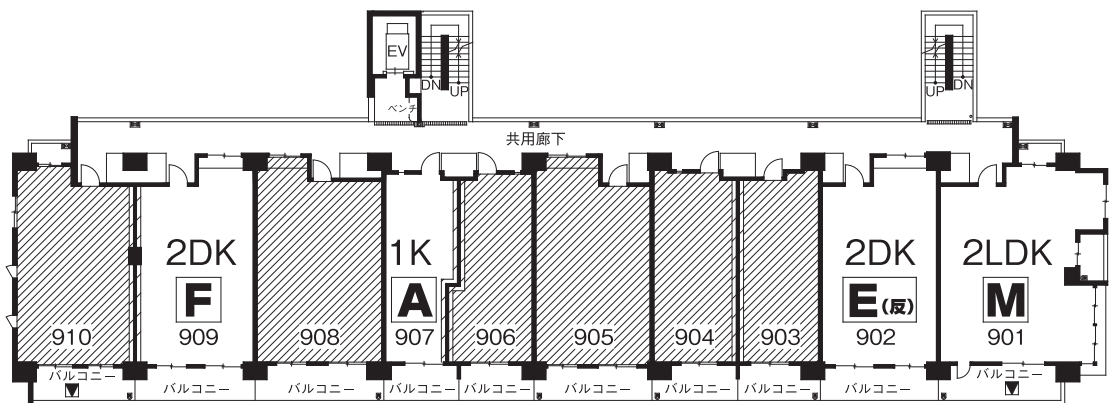


# 各階平面図

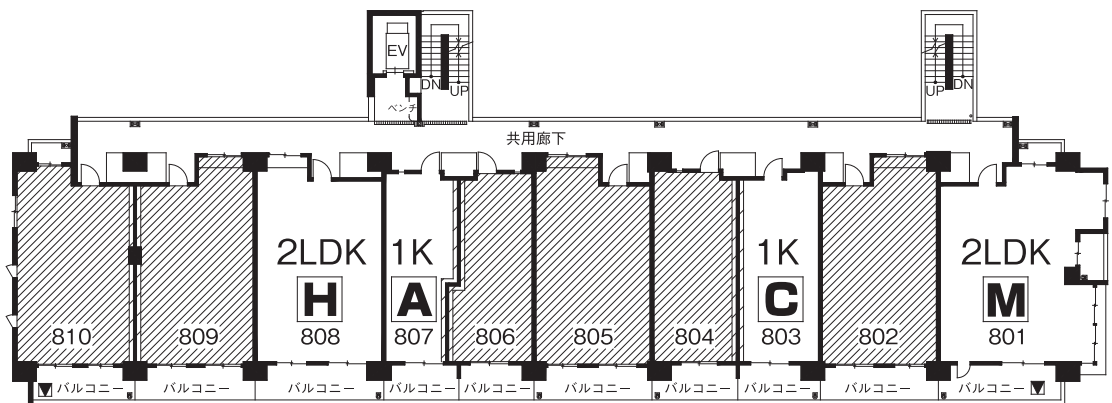
10F



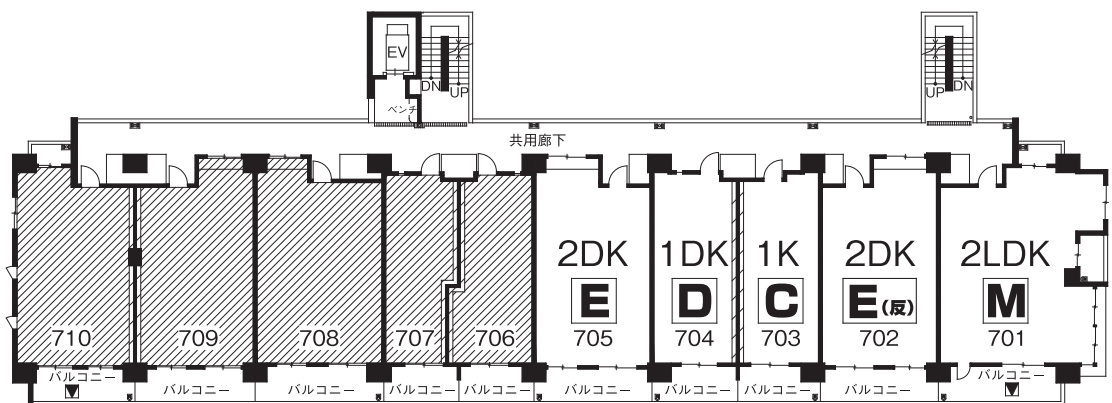
9F



8F



7F



# 間取図

## ピクトグラフ凡例



### エアコン

入居後すぐに使えるエアコンを設置しています(各住宅に1か所。設置位置は各間取図をご参照ください)。冷房・暖房・除湿機能付。



### 浴室暖房乾燥機(常時小風量換気システム付)

浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。浴室内に吊り下げて乾燥させるため、洗濯物をいためずに乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとても便利です。また、この機種は、窓を閉めたままでも換気を行い、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。



### ビルトインコンロ

2つまたは3つのバーナーとグリルがついています。お掃除の楽なガラスストッププレートです。立ち消え安全機能及び過熱防止装置付です。(A~Cタイプはバーナー2つ、ホーロートップタイプです。)



### 床暖房

床フローリングの下に温水管をめぐらし、下から優しくあたためる温水式床暖房。頭寒足熱、しかも部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。

※床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。



### 玄関収納

靴の収納など整理整頓に便利です。



### クローゼット

洋服が収納できる便利なハンガーパイプ付きの物入です。



### ウォークインクローゼット

洋服はもちろん、大きな物までスッキリ収納できます。



### 物入

廊下などに収納空間を設けました。



### トイレ内の物入

トイレトーパーやタオルなどの収納ができます。



### 遮音壁

トイレと居室が接している部分の間仕切りは、遮音効果のある壁を採用しています。



### 窓付バスルーム

窓付きの浴室。通風にもすぐれているため湿気を抑えます。



### 対面キッチン

ご家族の会話もはすむキッチンプランです。



### 窓のあるキッチン

キッチンを明るくし、部屋の換気もできます。



### バルコニーのあるキッチン

キッチンのドアを開けるとバルコニーに出ることができます。キッチンも明るく部屋の換気にも便利です。



### 可動間仕切り

ライフスタイルに応じて、お部屋を有効利用できる可動間仕切りです。



### 取外し可能間仕切り

ライフスタイルに応じて、お部屋を有効活用できる取外し可能な間仕切りです。

※各間取図ページに記載されているピクトグラフはこちらをご参照ください。  
※住宅により設置されていないものもあります。

## 各間取図の共通凡例

パイプスペース	面格子	室外機置場
電気パイプスペース	ビルトインコンロ	避難ハッチ(設置位置は住戸により異なります。)
メーターボックス	洗濯機用防水パン	腰窓(バルコニー等への出入りはできません。)
給湯器	エアコン設置位置	
床暖房設置範囲	エアコン室外機設置位置	

※各間取図のページに記載されている凡例はこちらをご参照ください。  
※住宅により設置されていないものもあります。  
※平面図・間取図と実際の住宅が異なる場合は、現状を優先させていただきます。  
※バルコニー及び共用廊下の手すり壁の仕様は、ガラス・たて格子・コンクリートなど住宅によって異なります。  
※設備機器等の設置箇所が変更となる場合があります。その場合は、現状を優先させていただきます。

※主な窓等には、カーテンレール・網戸が設置されております。  
※樋の位置は、住宅によって異なる場合があります。  
※各住宅の方位・位置・バルコニー等の形状は、配置図・立面図・各階平面図・間取図でご確認ください。  
※床暖房設備の使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

## COLOR VARIATION

### 内装カラーバリエーション

木製建具に2種類のカラーバリエーションがあります。  
それぞれのカラーイメージについては53~62ページをご覧ください。

# A

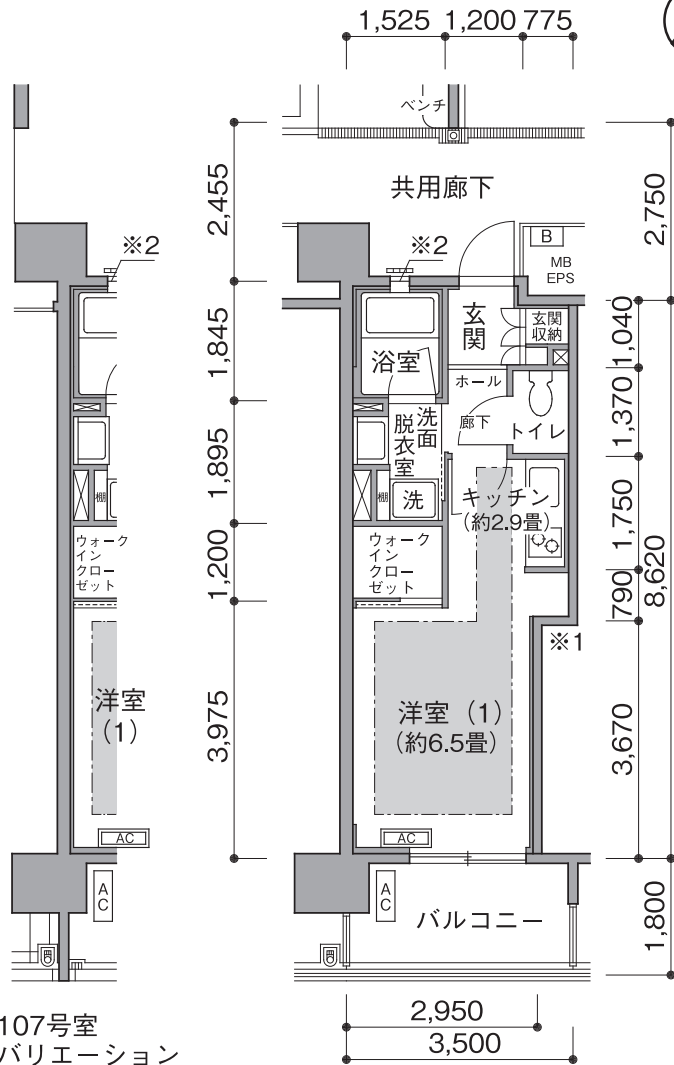
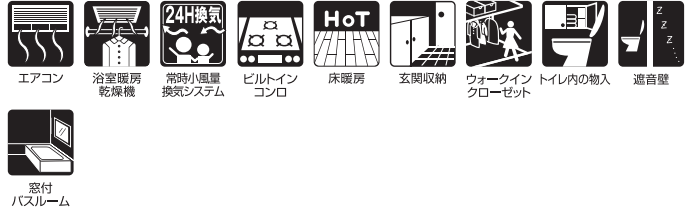
# 1K-28m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 5戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 68,500円~74,200円

●住宅専用部分面積 / 28.95m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 6.30m<sup>2</sup>



### ■カラーバリエーション

シック
607号室・807号室・1007号室
ナチュラル
107号室・907号室

107号室  
バリエーション

※1 耐火遮音間仕切壁

※2 内倒し窓

				EV				
10F			1008	1007		1005		1002
			H	A		E		E(反)
9F		909		907				902
		F		A				E(反) M
8F			808	807			803	801
			H	A			C	M
7F					705	704	703	702
					E	D	C	E(反) M
6F	610			607	606	604	603	602
	G			A	B	D	C	E(反) M
5F	510				506	505	503	502
	G				B	E	C	E(反) M
4F	410	409	408			405		401
	G	F	H			E		M
3F	310					305	303	302
	G					E	C	E(反) M
2F	210				206	205	203	202
	G				B	E	C	E(反) M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メーブル コーナー	107	106	105		102
				A	B	E		E(反) K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 ■ 該当住戸

# B

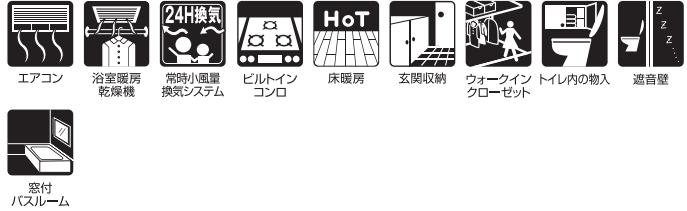
## 1 K-32m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 4 戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 77,100円～80,700円

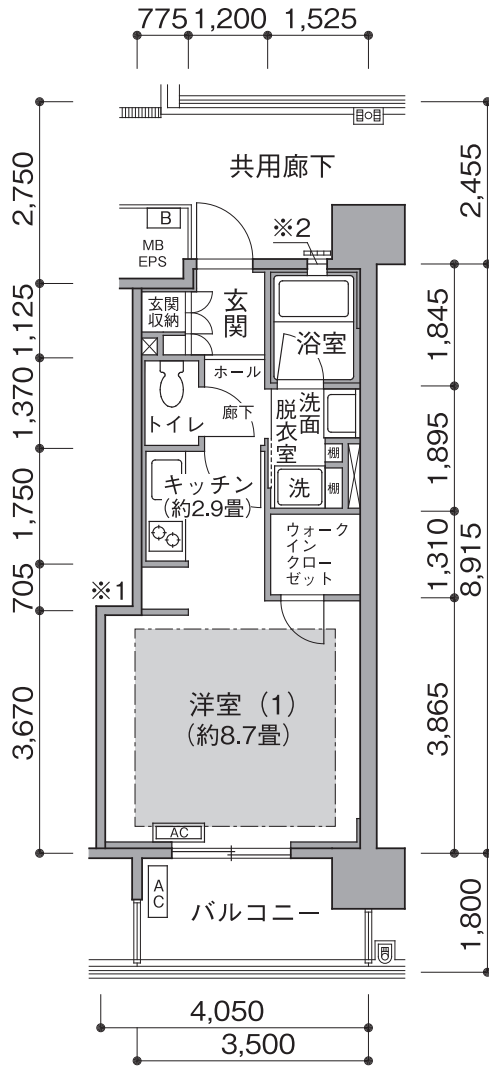
●住宅専用部分面積 / 32.99m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 6.30m<sup>2</sup>



### ■カラーバリエーション

シック
206号室・606号室
ナチュラル
106号室・506号室



※1 耐火遮音間仕切壁

※2 内倒し窓

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F	909		907					902	901
	F		A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606		604	603	602	601
	G		A	B		D	C	E(反)	M
5F	510			506	505		503	502	501
	G			B	E		C	E(反)	M
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305		303	302	301
	G				E		C	E(反)	M
2F	210			206	205		203	202	201
	G			B	E		C	E(反)	M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。  該当住戸

C

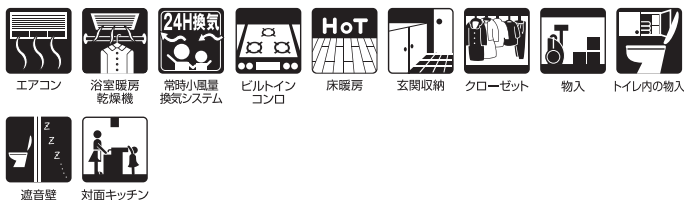
# 1K-33m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 6戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 79,700円~83,700円

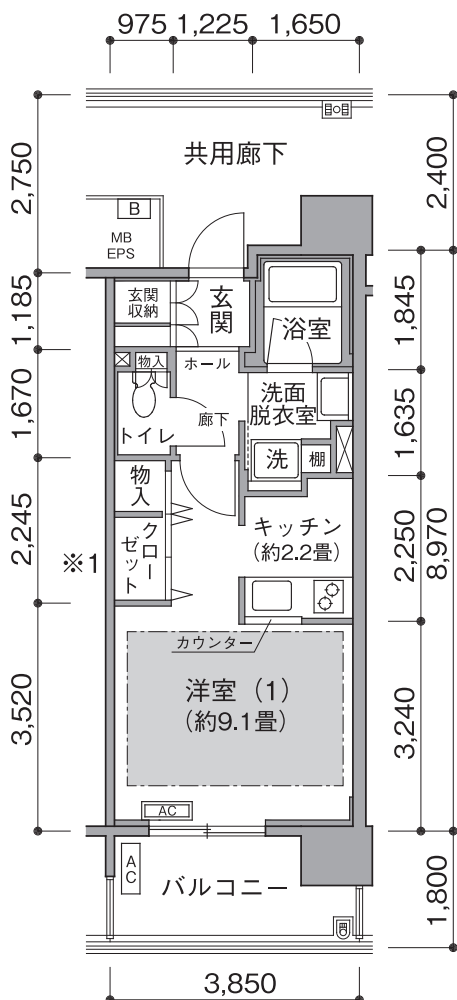
●住宅専用部分面積 / 33.76m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 6.93m<sup>2</sup>



## ■カラーバリエーション

シック
203号室・603号室・803号室
ナチュラル
303号室・503号室・703号室



※1 耐火遮音間仕切壁

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F		909	907					902	901
		F	A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606	604	603	602	601	
	G		A	B	D	C	E(反)	M	
5F	510			506	505	503	502	501	
	G			B	E	C	E(反)	M	
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305	303	302	301	
	G				E	C	E(反)	M	
2F	210			206	205	203	202	201	
	G			B	E	C	E(反)	M	
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メー ル コー ナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

# D

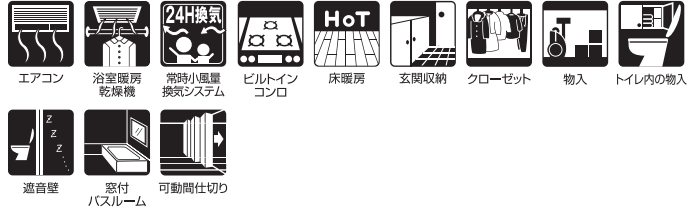
## 1DK-35m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 2戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 86,000円・86,400円

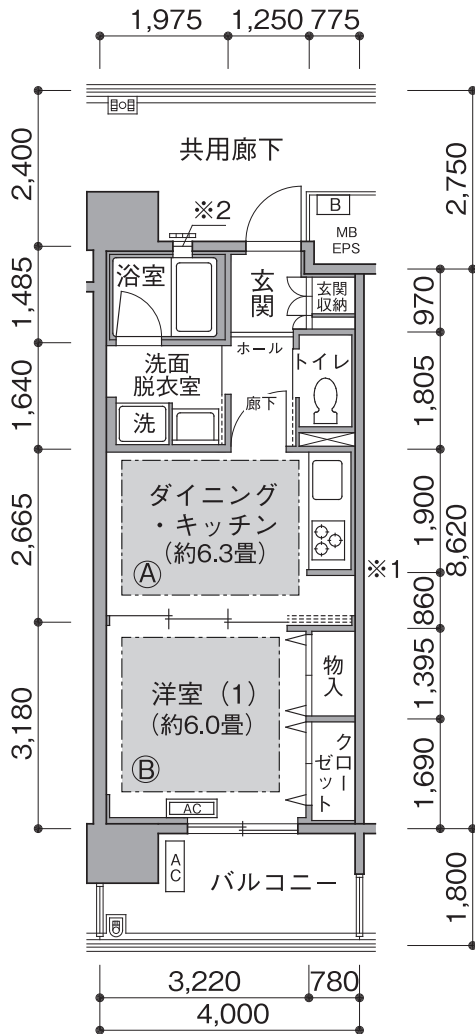
●住宅専用部分面積 / 35.60m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 7.20m<sup>2</sup>



### ■カラーバリエーション

シック
604号室
ナチュラル
704号室



※1 耐火遮音間仕切壁

※2 内倒し窓

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または①及び②の範囲で切り替えが可能です。

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F	909		907					902	901
	F		A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606	604	603	602	601	
	G		A	B	D	C	E(反)	M	
5F	510			506	505		503	502	501
	G			B	E		C	E(反)	M
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305		303	302	301
	G				E		C	E(反)	M
2F	210			206	205		203	202	201
	G			B	E		C	E(反)	M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。  該当住戸



# E

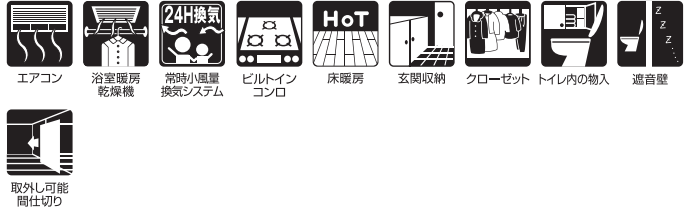
## 2DK-49m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 15戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 106,100円~114,500円

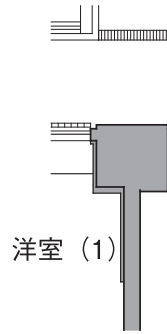
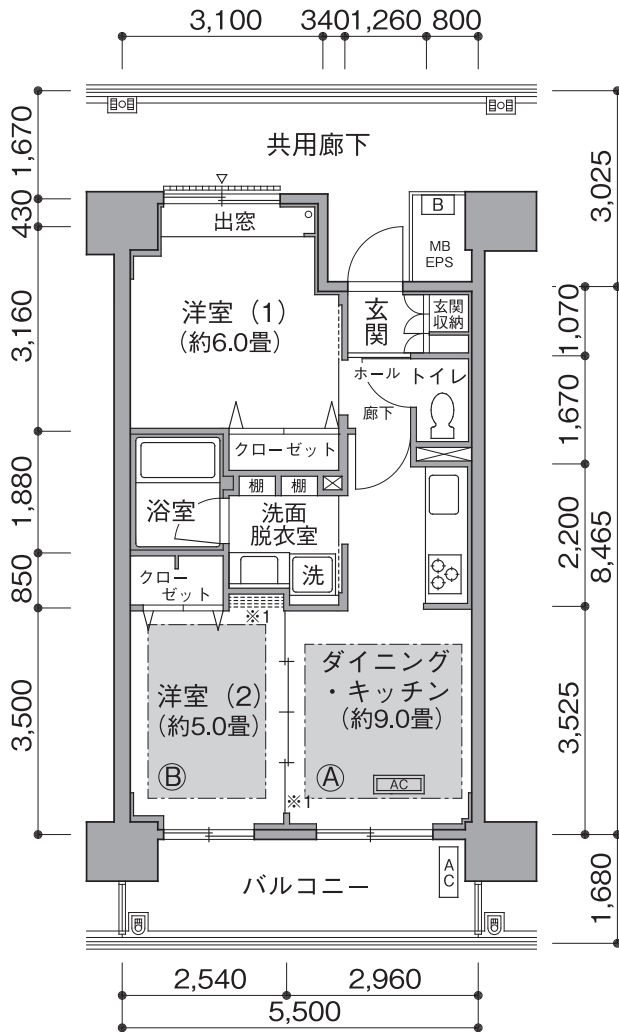
●住宅専用部分面積 / 49.42m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 9.24m<sup>2</sup>



### ■カラーバリエーション

シック
202号室・205号室・405号室 602号室・1002号室・1005号室
ナチュラル
102号室・105号室・302号室・305号室・502号室 505号室・702号室・705号室・902号室



102,202,302,502,602,702,902,1002号室  
バリエーション

● 102,202,302,502,602,702,902,1002号室は反転タイプになります。

※1 建具を収納することができます。建具を収納しないときは棚として使用できます。

[床暖房について]  
床暖房の運転範囲は全面または(A)及び(B)の範囲で切り替えが可能です。

	EV							
10F		1008	1007		1005			1002
		H	A		E			E(反)
9F		909		907				902
		F		A				E(反)
8F			808	807			803	801
			H	A			C	M
7F					705	704	703	702
					E	D	C	E(反)
6F	610		607	606		604	603	602
	G		A	B		D	C	E(反)
5F	510			506	505		503	502
	G			B	E		C	E(反)
4F	410	409	408		405			401
	G	F	H		E			M
3F	310				305		303	302
	G				E		C	E(反)
2F	210			206	205		203	202
	G			B	E		C	E(反)
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メーブル コーナー	107	106	105		102
				A	B	E		E(反)

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

# F

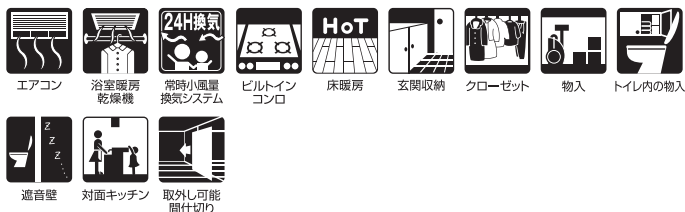
## 2DK-49m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 2戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 111,100円・114,500円

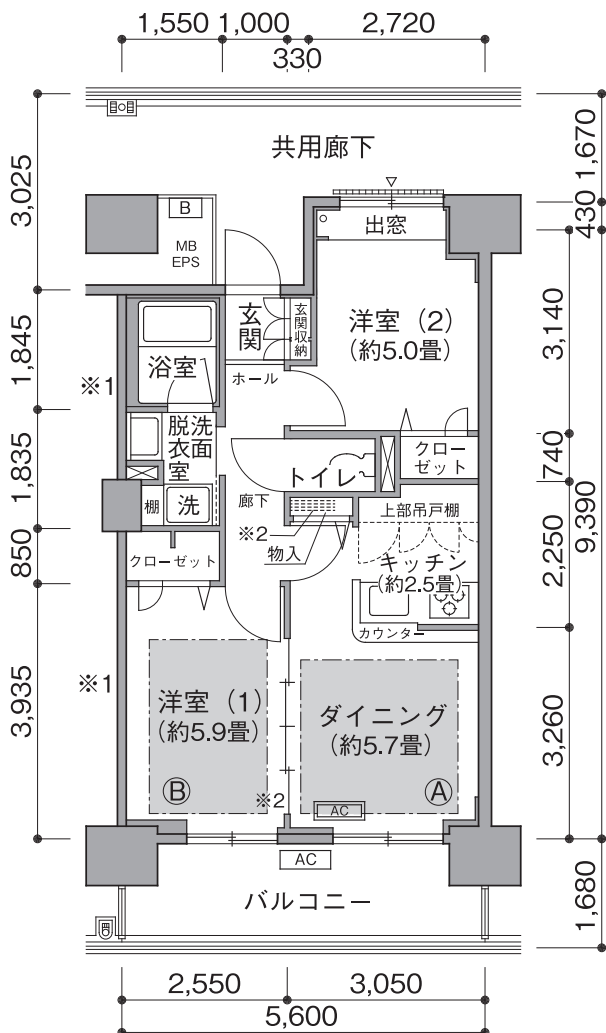
●住宅専用部分面積 / 49.92m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 9.40m<sup>2</sup>



### ■カラーバリエーション

シック
409号室
ナチュラル
909号室



※1 耐火遮音間仕切壁

※2 建具を収納することが出来ます。

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または①及び②の範囲で切り替えが可能です。

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F		909	907					902	901
		F	A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606		604	603	602	601
	G		A	B		D	C	E(反)	M
5F	510			506	505		503	502	501
	G			B	E		C	E(反)	M
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305		303	302	301
	G				E		C	E(反)	M
2F	210			206	205		203	202	201
	G			B	E		C	E(反)	M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。  該当住戸

# G

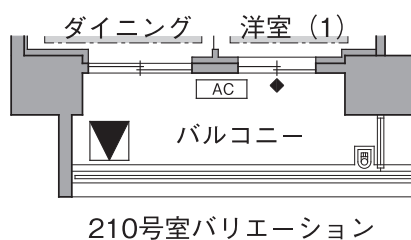
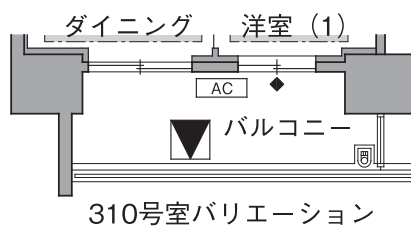
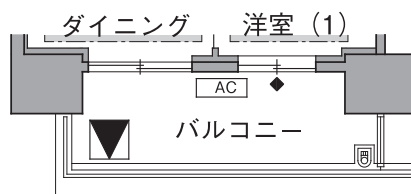
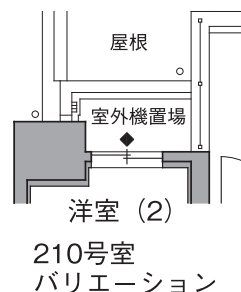
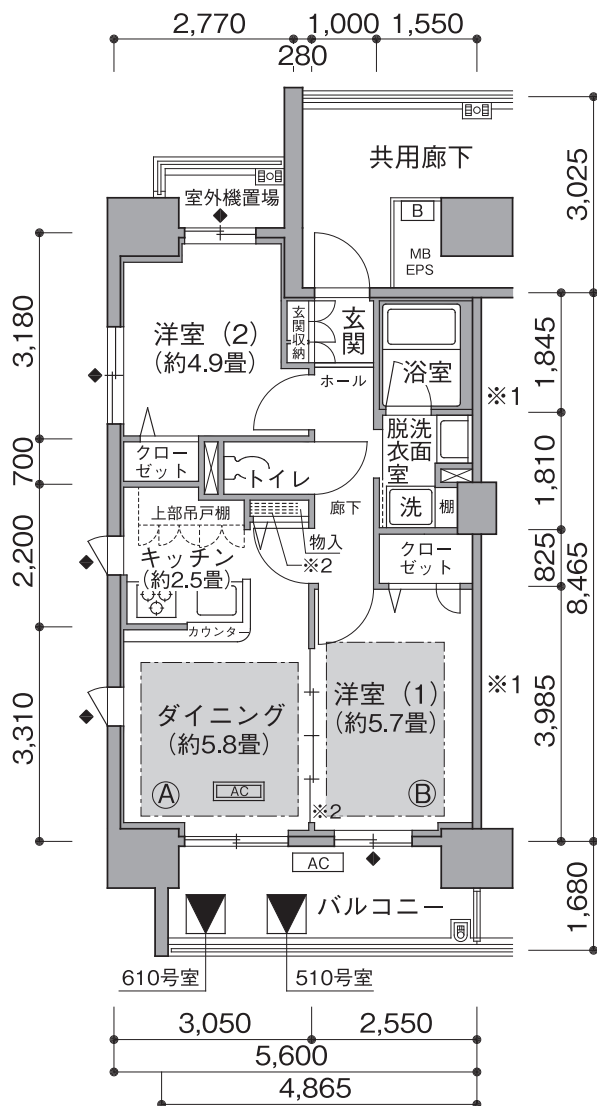
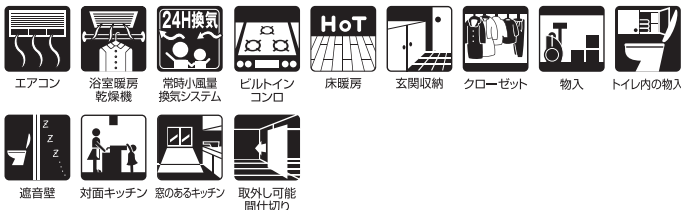
## 2DK-49m<sup>2</sup>

■募集戸数 / 5戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 110,000円~114,500円

●住宅専用部分面積 / 49.96m<sup>2</sup>

●バルコニー面積 / 8.17m<sup>2</sup>



※1 耐火遮音間仕切壁

※2 建具を収納することが出来ます。

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または(A)及び(B)の範囲で切り替えが可能です。

### ■カラーバリエーション

シック
210号室・410号室・610号室
ナチュラル
310号室・510号室

	EV								
10F			1008	1007		1005			1002
			H	A		E			E(反)
9F		909		907					902
		F		A					E(反) M
8F			808	807				803	801
			H	A				C	M
7F						705	704	703	702
						E	D	C	E(反) M
6F	610			607	606		604	603	602
	G			A	B		D	C	E(反) M
5F	510				506	505		503	502
	G				B	E		C	E(反) M
4F	410	409	408			405			401
	G	F	H			E			M
3F	310					305		303	302
	G					E		C	E(反) M
2F	210				206	205		203	202
	G				B	E		C	E(反) M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メーブル コーナー	107	106	105			102
				A	B	E			E(反) K

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

# H

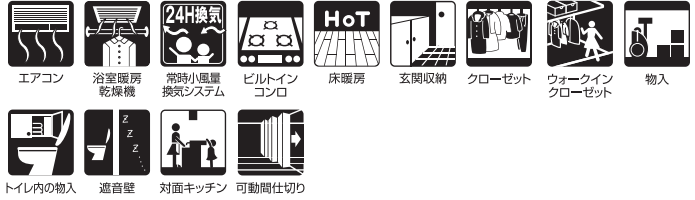
## 2LDK-53㎡

■募集戸数 / 3戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 117,000円~122,400円

●住宅専用部分面積 / 53.19㎡

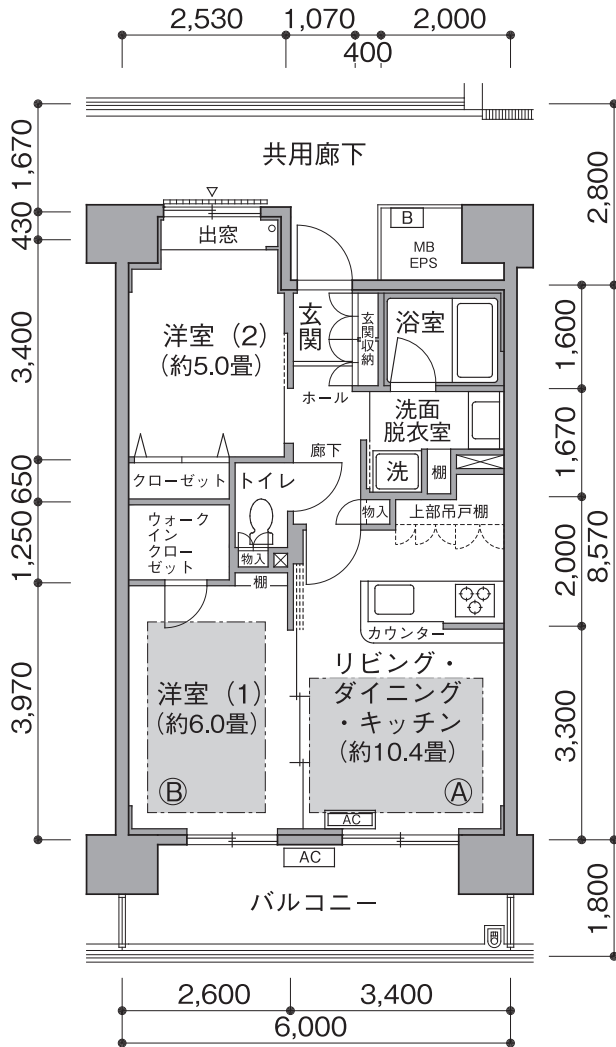
●バルコニー面積 / 10.80㎡



### ■カラーバリエーション

シック

408号室・808号室・1008号室



#### [床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または①及び②の範囲で切り替えが可能です。

										EV									
10F			1008	1007			1005									1002			
			H	A			E									E(反)			
9F		909		907												902	901		
		F		A												E(反)	M		
8F			808	807											803				801
			H	A											C				M
7F							705	704	703	702	701								
							E	D	C	E(反)	M								
6F	610			607	606			604	603	602	601								
	G			A	B			D	C	E(反)	M								
5F	510				506	505			503	502	501								
	G				B	E			C	E(反)	M								
4F	410	409	408			405													401
	G	F	H			E													M
3F	310					305			303	302	301								
	G					E			C	E(反)	M								
2F	210				206	205			203	202	201								
	G				B	E			C	E(反)	M								
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105					102	101				E(反)	K		
				A	B	E													

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。      該当住戸

# K

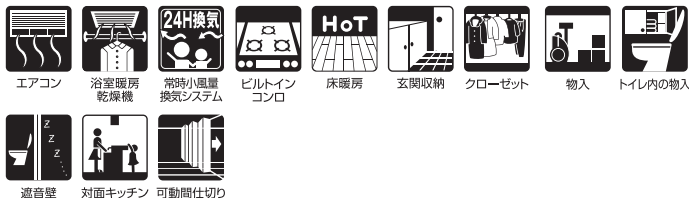
## 2LDK-56㎡

■募集戸数 / 1戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 120,400円

●住宅専用部分面積 / 56.92㎡

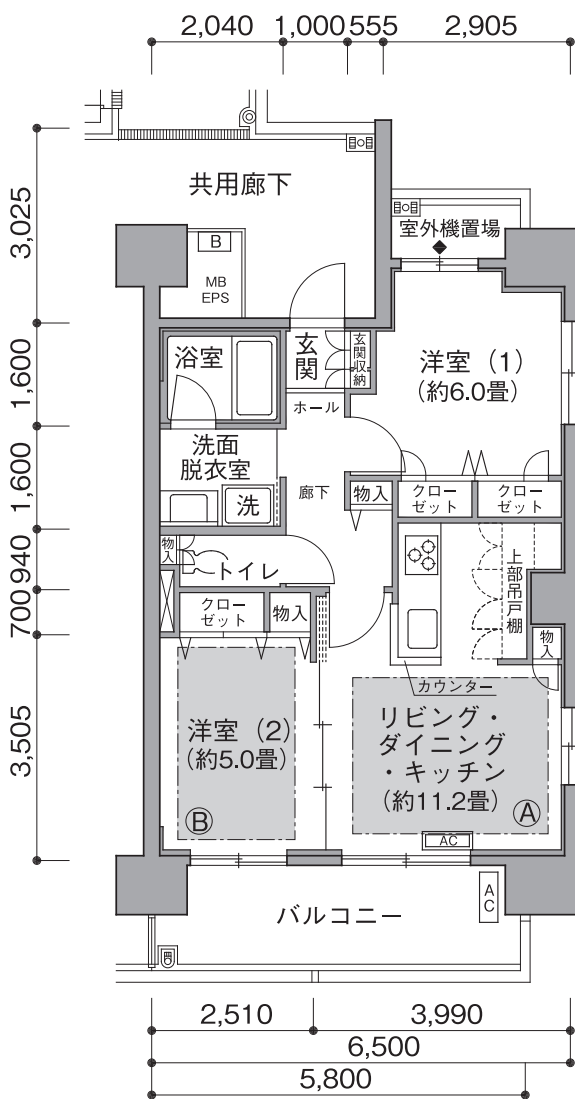
●バルコニー面積 / 10.44㎡



### ■カラーバリエーション

ナチュラル

101号室



[床暖房について]  
床暖房の運転範囲は全面または(A)及び(B)の範囲で切り替えが可能です。

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F	909		907					902	901
	F		A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606		604	603	602	601
	G		A	B		D	C	E(反)	M
5F	510			506	505		503	502	501
	G			B	E		C	E(反)	M
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305		303	302	301
	G				E		C	E(反)	M
2F	210			206	205		203	202	201
	G			B	E		C	E(反)	M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。 該当住戸

# M

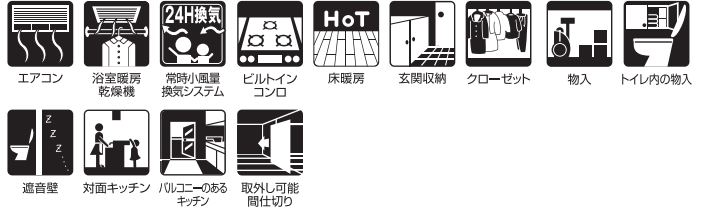
## 2LDK-64㎡

■募集戸数 / 8戸

住宅タイプ ■月額家賃 / 129,500円~137,600円

●住宅専用部分面積 / 64.20㎡

●バルコニー面積 / 10.44㎡



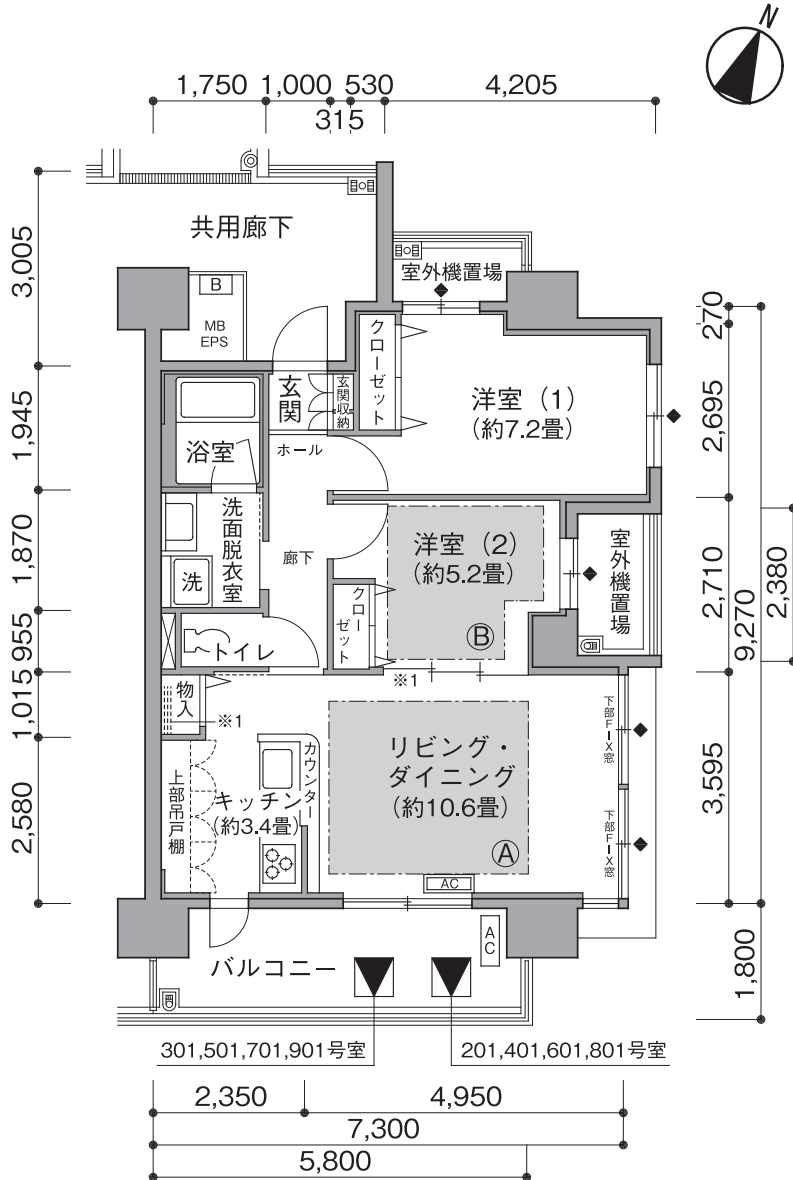
### ■カラーバリエーション

#### シック

201号室・401号室・601号室・801号室

#### ナチュラル

301号室・501号室・701号室・901号室



※1 建具を収納することが出来ます。

[床暖房について]

床暖房の運転範囲は全面または①及び②の範囲で切り替えが可能です。

		EV							
10F		1008	1007	1005				1002	
		H	A	E				E(反)	
9F	909		907					902	901
	F		A					E(反)	M
8F		808	807				803		801
		H	A				C		M
7F				705	704	703	702	701	
				E	D	C	E(反)	M	
6F	610		607	606		604	603	602	601
	G		A	B		D	C	E(反)	M
5F	510			506	505		503	502	501
	G			B	E		C	E(反)	M
4F	410	409	408		405				401
	G	F	H		E				M
3F	310				305		303	302	301
	G				E		C	E(反)	M
2F	210			206	205		203	202	201
	G			B	E		C	E(反)	M
1F	団地のラウンジ	ホール	エントランス メール コーナー	107	106	105		102	101
				A	B	E		E(反)	K

南面

※この立面図は、バルコニー側から見たものです。  該当住戸

A series of horizontal dotted lines for writing, consisting of 21 lines spaced evenly down the page.

# 住宅設備・仕様①

※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。  
 ※掲載のイラストはUR都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

## 快適性

## ハイクオリティーを求めた設備アイテム

### 床暖房



床フローリングの下に温水管をめぐらし、下から優しくあたためる温水式床暖房。頭寒足熱、しかも部屋の空気を汚さない健康的で快適な暖房方式です。

※床暖房のご使用にあたっては、別途東京ガス(株)の床暖房賃貸制度に申込みが必要となります(有償)。

### シングルレバー混合水栓



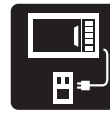
レバー1本で湯温と水量を調整できるので、とても便利です。

### シャワーセット(サーモスタット付)



サーモスタットで湯温を一定に保ち、快適シャワーでバスタイムを楽しめます。夏はぬるめに、冬はちょっと熱めにと調節も自在です。

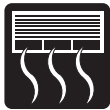
### 大型機器用コンセント



電子レンジやコンベック等に使用できます。100ボルト専用コンセントとなっています。

※単相200ボルトにも切り替えます。  
 ※“大型機器用コンセント”と表示してあります。

### エアコン



入居後すぐに使えるエアコンを設置しています(各住宅に1か所。設置位置は各間取図をご参照ください)。冷房、暖房、除湿機能が付いたエアコンです。

### 給湯器リモコン(キッチン)



お湯張りから、追い焚き、保温まで、浴室はもちろんキッチンからもスイッチひとつで操作できます。

### 洗髪機能付洗面化粧台



洗髪ができる洗面化粧ユニットです。お出かけ前のシャンプーも、服を着たまま気軽にできます。サーモスタットで温度を自動調節。ワイドな洗面ボールは、洗髪以外にも使えてとても便利です。鏡、小物棚が付いています。

### エアコン用コンセント



コンセントは、単相100ボルト20アンペア以下のエアコンが取り付けられます。

※単相200ボルトにも切り替えます。  
 ※“エアコン用コンセント”と表示してあります。

### ビルトインコンロ



2つまたは3つのバーナーとグリルでお料理の幅も広がります。お掃除の楽なガラストッププレートです。立ち消え安全機能及び過熱防止装置付です。(A~Cタイプはバーナー2つ、ホーロートップタイプです。)

### 浴室暖房乾燥機(常時小風量換気システム付)



浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。浴室内に吊り下げて乾燥させるため、洗濯物をいためず乾燥ができ、寒い冬には浴室暖房もできます。タイマーで自動ストップの省エネタイプです。雨のときやお出かけのときにとても便利です。また、この機種は、窓を閉めたままでも換気を行い、24時間常に新鮮な空気を住宅内に取り込むシステムです。

### 超節水型便器(6L便器)



1回に使用する水量を6リットルに抑えた、経済的で環境に優しい節水型の便器です。

### マルチメディアコンセント



電話・テレビ・LAN・コンセントを一体化。各居室に設置されています。

### 高効率給湯暖房機



冬場でもキッチンと浴室でお湯を同時に使用しても快適にお使いいただけます。また、燃焼時の排熱を効率よく再利用するため、従来の機器に比べ経済的で環境に優しい給湯暖房機です。

### 自動お湯張り機能



スイッチひとつで自動でお湯張りを行えます。お湯の張り過ぎ沸かし過ぎがありません。

### 網戸



主な窓には網戸を設置しています。

### ホタルスイッチ



スイッチを切ると内蔵されたランプが灯り、暗くても位置がわかります。

## 安全&安心

## 安全への配慮、バリアフリーへの配慮

### オートドアロック



お住まいのお客はキーによって出入りしますが、外部の人は勝手に住棟内に立ち入ることができないようになっています。来訪者は、住棟入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話によって在宅者が室内からの操作で解錠すると、ドアは自動的に開きます。

### ノンスリップの床(共用廊下)



靴音を抑えて静かに、滑りにくい床シートを採用しました。

### フラットフロアー



各室の敷居の段差を小さくし、住宅内部の段差をできるだけ解消しました。

### 手すりの設置



お年寄りの方が安心して暮らせるように、トイレや浴室・玄関に手すりを設置しました。

### 防犯カメラ



エントランスポーチ、エントランス、ホール、メールコーナー、通路、1階エレベーターホール、1階共用廊下及びエレベーターかご内に設置することにより、防犯やいたずらに対する抑止効果を発揮します。

### モニター付住宅情報盤(ハンズフリー)



非常時、火災時に警報音・音声合成音・表示ランプで知らせます。また、モニターで玄関の来訪者を確認し、インターホン(ハンズフリー)で通話することができます。

### スロープ



住棟のアプローチに、スロープを設けました。

### 手すり下地



廊下の一部と浴室入口に、必要な時に手すりを設置できるように、下地が入っています。

### 過電流警報機能付分電盤



電気の使用状態を監視し、住宅情報盤にレベルを表示するとともに、使いすぎを音で知らせます。

### トイレコール・バスコール



緊急時にボタンを押して家人に異常を知らせることができます。

## 信頼感

## 住宅性能表示制度



住宅性能表示制度により、国土交通大臣が指定した第三者機関による性能評価を受けており、設計住宅性能評価書を取得済み、また建設住宅性能評価書を取得予定です。



# 住宅設備・仕様②

※住宅タイプにより、機種の相違及び設置されていないタイプもあります。  
 ※掲載のイラストはUR都市機構の標準的な例であり実際とは多少異なります。

## 充実機能

### 玄関収納



靴の収納など整理整頓に便利です。

### クローゼット(一部住宅)



洋服が収納できる便利なハンガータイプ付きの物入です。

### ウォークインクローゼット(一部住宅)



洋服はもちろん、大きな物までスッキリ収納できます。

### 物入(一部住宅)



廊下などに収納空間を設けました。

### トイレ内の物入



トイレトペーパーやタオルなどの収納ができます。

### 可動間仕切り(一部住宅)



ライフスタイルに応じて、お部屋を有効利用できる可動間仕切りです。

### 取外し可能間仕切り(一部住宅)



ライフスタイルに応じて、お部屋を有効利用できる、取外し可能な間仕切りです。

## 情報通信

### インターネット設備



各住宅にブロードバンド対応のインターネット用コンセントを設置しています。

※ご利用にあたってはサービス事業者と別途契約が必要となります(有料)。

### BS・110度CS共用アンテナ



24時間衛星放送を楽しめるパラボラアンテナを設置しています。

※専用チューナーの設置及び各放送事業者との受信契約(有料)は、ご自身で行っていただきます。

### CATV



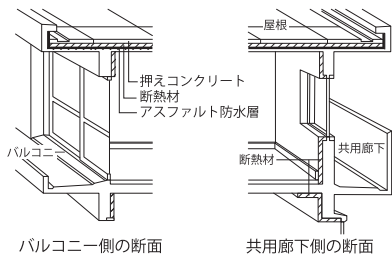
通常の放送(無料)はもちろんのこと、多彩なサービス(有料)が楽しめます。

## 高品質

### 屋根・外壁等の断熱材



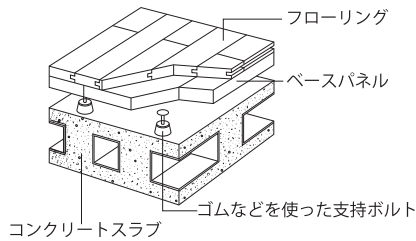
外気に接する屋根や壁、1階の床下などに一定の厚さの断熱材を張り付けることによって、湿気やカビの原因にもなる結露を防ぎます。もちろん暖房・冷房の省エネルギーにも優れています。



### 二重床工法



フローリングの床を支える部分に弾力性のあるゴムなどを用い、衝撃音を吸収する工夫をしています。



### 床スラブ厚



居室部分のコンクリート床スラブの厚さを280mm(一部180mm)以上として遮音性能の向上に配慮しています。

### 遮音壁



トイレと居室が接している部分の間仕切りは、遮音効果のある壁を採用しています。

## 共用設備

### 宅配ボックス



留守のときにも荷物を受け取ることができる宅配ボックス。安心してお出かけになれます。

### 集会所



居住者の交流の場として多目的に役立つ施設です。

※第一街区(1-32号棟南側)及び第三街区(3-6号棟北側)に設置。

### グリーンバンクシステム



グリーンバンクシステムとは、長い月日を経て成長した樹木が、これまでに形成してきた豊かな緑環境や美しい風景を継承していくために、その緑を有効的に活用していく総合システム(保存・移植・リサイクル)を指しています。

### 団地のラウンジ

洋光台北団地にお住まいの方のコミュニティ形成のための施設です。

### 倉庫

コミュニティ活動のために使用できる倉庫です。洋光台北団地にお住まいの一定の条件を満たす方がお申し込みいただくことにより使用可能です。

### 雨水浸透工法



雨水を地下に戻し、地下水や地中の生態系を保全します。

## 特記事項① ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

### ◆UR都市機構の団地の管理について

UR都市機構の団地管理の組織として、本社及び各本部等に住宅経営部があり、各本部等の下に地域別に一定の範囲の団地を管理する住まいセンターを設置しています。入居者の皆様と直接つながりのあるほとんどの事柄は、住まいセンターが対応します。また、洋光台北団地(以下「当団地」といいます。)には、管理サービス事務所が設けられており、団地を巡回する管理主任や窓口案内者(ゆあ～メイト)が皆様の直接の窓口となります。※UR都市機構は管理業務の一部を業務委託により実施しています。

### ◆洋光台北団地1-11号棟について

- 当住棟(1-11号棟)は、UR都市機構の複合型団地再生事業により建設されたUR賃貸住宅です。
- 今回募集住宅は、建替前住宅にお住まいの方を対象に住宅の割当てを事前に行っており、令和3年3月から入居が開始される予定です。

### ■周辺の用途地域について

当団地の周辺は、第1種中高層住居専用地域、準防火地域、第3種高度地区となっております。  
※当団地は地区計画により、高さ制限の緩和を受けています。

### ■将来事業について

当団地では、引続き団地再生事業により、UR都市機構及び民間事業者等による住宅及び施設等の建設工事、改修工事及び解体工事が予定されているため、これらの完成時には、周辺の景観等が変わります。

### ■騒音・振動・臭気等について

- 当団地においては、今後引続き住宅及び施設等の建設工事、改修工事及び解体工事が行われます。このため工事騒音、振動、工事車両の通行及び道路の交通規制等でご迷惑をお掛けすることがあります。
- 開閉器室、エレベーター、エントランス及び階段室等に隣接(近接)する住宅については、騒音、振動等が発生する場合があります。
- 当団地は、市道に面しているため、騒音等の発生が予想されます。
- ゴミ置場に隣接(近接)する住宅については、臭気が発生する場合があります。
- 入居後、空家補修工事や修繕工事が行われる場合があります。このため、騒音や振動等が発生する場合があります。
- 敷地内の空地で新たに駐車場等を設置する場合等は、騒音、振動及びほこりが発生する場合があります。

### ■集会所について

当団地の第一街区(1-32号棟南側)及び第三街区(3-6号棟北側)には、集会所が設置されています。これらの集会所は、当団地の入居者の皆様が利用することができます(有料)。集会所利用の予約は、管理サービス事務所にて受け付けます。

### ■その他の共用施設について

当住棟には、当団地にお住まいの方が利用できる共用施設として、団地のラウンジ及びコミュニティ活動のための倉庫を設置する予定です。運用方法等の詳細については、別途お知らせいたします。

### ■駐車場について

ご利用希望の場合は、当団地内の既設の有料駐車場の空き車室をご案内いたします(新設駐車場はございません)。

### ■自転車置場について

自転車置場は、合計101台分のスペースを設置する予定です。なお、オートバイ置場は、設置しておりません。

### ■迷惑駐車禁止について

駐車の際は必ず所定の団地内駐車場をご利用ください。周辺道路への路上駐車は大変迷惑となり、事故にもつながるため大変危険です。

### ■防犯カメラについて

今回募集住棟は、皆様の生活をより安全なものとするために、建物内のエントランスポーチ、エントランス、ホール、メールコーナー、通路、1階エレベーターホール、1階共用廊下及びエレベーターかご内に防犯カメラを設置しています。

### ■団地内の植栽工事について

敷地内の植栽工事は、植付時期等の関係で一部入居後となる場合があります。

### ■敷地内及び建物内の立入り検査について

- 電気、ガス、電話、給排水等の諸施設の整備・点検及び清掃等のため、各事業者等が敷地内及び建物内に立入りますので、あらかじめご了承ください。
- その他、UR都市機構が管理上必要と認める点検について、住戸内に立入る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### ■団地内通行について

入居者の皆様以外の方が団地敷地内を通行及び利用することがあります。

### ■共用部分の利用について

- バルコニー、共用廊下、エントランス等共用部分の利用にあたっては、近接する住宅や建物への騒音、振動及び飲食・喫煙等による利用上のトラブルが起きないように十分配慮してください。
- 住宅の屋外共用部分につきましては、UR都市機構の許可なく物品を放置することは禁止しています。

## 特記事項② ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

### ■バルコニーについて

- 日常の維持管理については、当該住宅にお住まいの方に行っていただきます。
- バルコニーは緊急時の避難経路ですので、衝立、物置、温室等、避難時の通行を妨げるものは設置できません。また、落下事故防止のため、バルコニーの壁面より外側に布団・洗濯物等を干したり、手摺の上、または外側に植木鉢等を置くことはできません。
- 布団・洗濯物等を干す場合は、バルコニーに設置されている物干し金物をご利用ください。
- バルコニーで植物を育てる場合には、つる等が隣接住宅の迷惑にならないようにしてください。
- バルコニーで、焚火、花火及びバーベキュー等の火気や煤煙の発生を伴う行為は禁止されています。

### ■オートドアロックについて

当住棟は、オートドアロックシステムを採用しております。来訪者が建物入口にある集合玄関機のボタンで訪問先を呼び出し、インターホンの通話と画像確認によって在宅者が室内からの操作で開錠すると、建物入口のドアが自動的に開きます。ただし、不法侵入者を完全に排除するシステムではありません。

### ■宅配ボックスについて

当住棟1階メールコーナーに宅配ボックスを設置しています。この宅配ボックスは、お住まいの方が不在時でも届いた荷物を預かることができ、お住まいの方がいつでも取り出せる自動受け渡しシステムです。これらの維持管理に係る費用については、共益費に含まれています。ご利用方法は別途ご案内いたします。

### ■エアコン用スリーブについて

当住棟に設置されているエアコン用スリーブは75φとなっております。製品により使用できないものがございますのでご注意ください。

### ■エアコン室外機置場について

配管スペースの保守管理上、室外機設置位置を指定している場合があります。指定場所に設置してください。

### ■取外し可能間仕切りについて

今回募集の一部の住宅は、間仕切りを取外しの上、ダイニングと洋室を一体で使うことが可能となっております。Eタイプを除き、取外した建具を住戸内物入に収納することが可能です。Eタイプについては、収納した間仕切りを、付属のワイヤーフックにて固定していただくことになります。

### ■窓ガラスについて

- 今回募集の一部の住宅には、複層ガラスを使用しています。また、Mタイプの一面窓については、汚れ防止のため光触媒コーティングを採用しています。コーティングの機能維持のため、数年に一度外部よりメンテナンス工事を行うことがあります。

- 一部住戸には、遮音型サッシを採用しております。ただし、すべての音を完全に防ぐものではありません。

### ■耐火遮音間仕切壁について

今回募集の一部の住宅の戸境壁(住宅と住宅の間の壁)は、耐火遮音間仕切壁となっております。耐火性能、遮音性能については、通常の鉄筋コンクリート壁と同等の性能になっています。その性能を維持させるため、釘等を打つことはできません。

### ■住戸内壁の加工について

住戸内壁は遮音等の性能を維持するため、釘打ち等の加工ができません。

### ■防犯への配慮について

当住棟は、防犯への配慮として、全住宅の玄関のドア及び錠前並びに1・2階の窓(面格子のある窓は除く。)のアルミサッシ及びガラスに防犯建物部品等を採用しています。ただし、侵入者を完全に排除するものではありませんので、あらかじめご了承ください(防犯建物部品等とは、警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品等をいいます。)

### ■消防設備の点検について

- 消防法に基づき、各住宅内に自動火災報知設備(火災感知器等)を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検・改修に際しては、作業員が住宅内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。
- 消防法に基づき共用廊下に消火器を設置しており、年2回の点検が必要となります。点検の際には、作業員が住棟内に立ち入ることを認めていただきます。
- 今回募集住棟の一部のバルコニーには、非常時に階下に避難する際に使用する避難ハッチ等が設置されており、年2回の点検が必要となります。点検に際しては、作業員が住宅内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。

## ◆ご入居にあたって

### ■引越しについて

団地内通路およびエレベーターの都合上、使用車両、引越ルート、時間等についてご協力をお願いする場合があります。また、引越し車両は2トン車以下(ロング可)のものを使用していただきます。

### ■ゴミ収集方法について

入居後の日常生活で発生したゴミはUR都市機構の指定するゴミ置場にお出してください。ゴミの分類等は、横浜市の定める出し方に従って出してください。

### ■入居時の大量のゴミ処理について

入居時に発生する大量のゴミ等については、お住まいの方ご自身で処理していただきます。

## 特記事項③ ※下記事項については、あらかじめご承知おきの上、お申込みください。

### ■動物飼育の禁止について

- 団地内において小鳥及び魚類以外の犬、猫、ハト、ニワトリなどの動物を飼育することを禁止しています。
- 身体障害者補助犬法に定める盲導犬、介助犬及び聴導犬については、当団地内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構への申請・許可が必要です。

### ■携帯電話について

携帯電話は、通信各事業者それぞれの通信システムで運用されています。したがって、事業者が設置する通信中継設備の位置及び電波状況等によっては、団地内または建物内での使用において通信が不能となる場合があります。

## ◆集合住宅での共同生活のご注意

### ■漏水のご注意

完全防水を施しているのは浴室だけです。玄関・バルコニー等、浴室以外の場所で水を流すと階下に漏水する恐れがありますので、ご注意ください。

### ■生活音や振動について

集合住宅では、隣接する住宅・上下階の住宅の間で、生活音や振動のトラブルが生じることがあります。衝撃音に対する遮音性能を有していても、コンクリートは音や振動に敏感です。音に対するトラブルを予防するために、お互いにご注意ください。

## ◆その他

- 暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。なお、ご契約時に反社会的勢力ではないこと等に関する表明確約書に署名・捺印をいただきます。
- 今回募集において、UR賃貸住宅の近居割などの各種制度、キャンペーン制度、UR賃貸住宅からの住替えによる敷金引継制度は対象外となります。あらかじめご了承ください。

# 住宅設備等①

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。  
※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。

## ■給湯設備

キッチン、浴室、洗面化粧ユニットへ給湯できます(給湯器能力16号(A~Cタイプ)または24号相当)。また、浴槽のお湯を加熱(追い焚き)することができます。

## ■冷暖房設備

- 各住宅の洋室、ダイニング、リビング・ダイニング、ダイニング・キッチンまたはリビング・ダイニング・キッチンのいずれかにエアコンを1台設置しています。なお、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。
- ダイニング、リビング・ダイニング、ダイニング・キッチンまたはリビング・ダイニング・キッチンのいずれか及び各居室にエアコン用コンセント(専用回路、20アンペア以下のエアコンが使用できます。また、電圧を100ボルトから200ボルトに変更可能です。200ボルトへの変更に際しては、入居者の皆様のご負担となり、UR都市機構の承諾が必要となります。)及び室内機器取付用インサートまたは補強下地、配管用スリーブを設置しています。なお、洋室、ダイニング、リビング・ダイニング、ダイニング・キッチンまたはリビング・ダイニング・キッチンのエアコン用コンセント等については設置済のエアコンで使用しています。
- 配管用スリーブにエアコン配管を貫通させる際は、耐火性能を有するパテ等で埋めてください。
- 当住棟に設置されているエアコン用スリーブは75φとなっております。製品により使用できないものがございますのでご注意ください。
- Mタイプのエアコンが設置されている箇所のみ200ボルト用コンセント及びブレーカーが当初から設置されています。

## ■ガス設備

- ガス熱量は13A-45MJ/m<sup>3</sup>です。
- ビルトインコンロ(ガラストッププレート・グリル付き・3口バーナー、A~Cタイプはホーロートッププレート・グリル付き・2口バーナー)を設置しています。汚損・破損に伴う設備機器の修理または取替えについては、当該住宅にお住まいの方の負担となります。また、取替えに際しては、UR都市機構の承諾が必要となります。

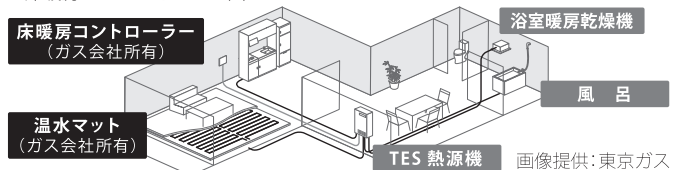
## ■床暖房設備機器の使用について



各住宅のリビング・ダイニング等にはガスを熱源とする温水式床暖房設備を設置しています(有償)。

- 足元からじんわりと暖まる心地よさで足先の冷えも気になりません。
- ストーブなどの暖房器具本体がないのでうっかり火傷をしたり、コードを引っかける心配がなく安心。

### ■床暖房システムイメージ図



## 床暖房賃貸制度に基づき、別途お申込みの上、有償でご使用いただけます。

床暖房設備は東京ガス(株)が所有しており、使用を希望される場合には、

- ①お客様ご自身で東京ガス(株)に設備機器使用申込みを行い、床暖房設備使用契約を結んでいただきます。
- ②床暖房設備使用契約に基づく設備使用料を東京ガス(株)にお支払いいただきます。

※設備使用料は、お客様の契約種別に応じて「初期登録料及び月額使用料」又は「年額使用料」となります。なお、別途ガス料金等が発生します。

## ■乾燥設備

浴室に浴室暖房乾燥機を設置していますので、浴室を乾燥室としてご利用いただけます。

## ■電話設備

- ダイニング、リビング・ダイニング、ダイニング・キッチン、リビング・ダイニング・キッチン及び主な居室に電話コンセント(モジュラージャック式)を設置しています。
- 電話回線の使用にあたっては、お住まいの方ご自身にて、通信事業者にお申し込みを行っていただきます。
- 電話回線の使用にあたり発生する費用については、すべてお住まいの方の負担となりますのでご了承ください。

## ■換気設備

居室全体は常時小風量換気システムとなります。また、キッチンにはレンジフード型換気扇を設置しています。

## ■住宅情報設備

- 各住宅にモニター付住宅情報盤(ハンズフリータイプ)を設置しています。セキュリティ情報を表示するほか、インターホンとして玄関ドアホンの通話ができます。
- 各住宅にトイレコールボタン、バスコールボタンを設置しています。ボタンを押すことにより、家人に異常を知らせます。
- 各住宅に火災感知器等を設置しています。火災時には、住宅情報盤に警報音、音声合成音、表示ランプで知らせます。

## ■電気容量等

- 契約容量は当初30アンペアですが、最大契約容量50アンペア(A~Dタイプは40アンペア)まで増量できます(アンペア数値は100ボルトの換算値です)。
- 各住宅にエアコン用コンセント、キッチン大型機器用(電子レンジ等)コンセントを設置しています。
- 各住宅に過電流警報(ピークアラーム)機能付分電盤を設置しています。住宅情報盤に電気の使用状況を表示するとともに使い過ぎを音で知らせます。

## 住宅設備等②

※工事の進捗状況により、設置箇所等に若干の変更等がある場合があります。  
※住宅タイプにより、機種の違い及び設置されていないタイプもあります。

### ■テレビ受信設備

- リビング・ダイニング、ダイニング等の主な居室にはテレビコンセントを設置しています。
- 当団地では(株)ジェイコム湘南・神奈川のCATVに接続しており、CATVによる地上デジタル放送(東京7波、TOKYO-MX、テレビ神奈川、テレ玉、チバテレ)、FM放送(bayFM、inter-FM、TOKYO-FM、NACK5、Fm yokohama、NHK-FM(東京、横浜)、J-WAVE)は無料で受信できます(NHKの受信契約は別途必要となります。)。その他のCATVによる有料放送をご覧になる方は、別途、(株)ジェイコム湘南・神奈川と直接の契約(有料)が必要となります(詳細はお問合せ先にご確認ください。)

お問い合わせ先:

(株)ジェイコム湘南・神奈川  
☎ 0120-999-000

- 当団地には、BS・110度CS共用アンテナが設置されており、衛星放送(NHKBS1・BSプレミアム、WOWOW、BSデジタル、110度CSデジタル)が受信できます。なお、BSデジタル放送及び110度CSデジタル放送の一部チャンネルを視聴する際は、各放送事業者と別途受信契約(有料)が必要となる場合があります。

### ■インターネット設備

- 各住宅にインターネット用コンセント(LAN用モジュラージャック式)を設置しています。
- 今回募集住棟では、住棟内LAN方式、光配線方式及びCATV方式のインターネットサービスに対応した設備を備えております。住棟内のLAN方式については(株)NTT-ME、光配線方式についてはNTT東日本(株)、CATV方式については(株)ジェイコム湘南・神奈川がそれぞれインターネットサービス事業者としてサービスを提供しております(入居開始可能日時点において、インターネットサービスのお申込み受付が実施可能な各サービス事業者を記載しております。)
- ご利用にあたりましては、お住まいの方ご自身にて、各サービス事業者と利用契約(有料)を行っていただく必要があります。

お問い合わせ先:

- ・住棟内LAN方式:(株)NTT-ME ☎ 0120-333-710
- ・光配線方式:NTT東日本(株) ☎ 0120-116-116
- ・CATV方式:(株)ジェイコム湘南・神奈川 ☎ 0120-999-000

### ■電力の小売全面自由化への対応について

電力小売全面自由化により、お住まいの方が小売電気事業者を自由に選択できるようになっております。電気のご契約に当たっては、お住まいの方ご自身にて、小売電気事業者にお申込みください。

なお、小売電気事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

お問い合わせ先:

電力自由化ナビダイヤル 0570-028-555  
(9:00~18:00(土日祝日、年末年始を除く))

### ■ガスの小売全面自由化への対応について

ガス小売全面自由化により、お住まいの方が小売ガス事業者を自由に選択できるようになっております。ガスのご契約に当たっては、お住まいの方ご自身にて、小売ガス事業者にお申込みください。

小売ガス事業者によっては、ご入居時のガス開栓作業に日数を要する場合がございますので、事前に各事業者にご確認ください。

なお、小売ガス事業者の登録一覧が資源エネルギー庁のHPに掲載されており、各事業者の供給予定地域の情報も掲載されています。

お問い合わせ先:

資源エネルギー庁相談窓口ホットライン  
03-3501-5306  
(9:30~18:15(土日祝日、年末年始を除く))

---

A series of horizontal dotted lines for writing.

# お申込みからご入居まで①

UR賃貸住宅のお申込みからご入居までの流れは、概ね以下のとおりです。  
お申込みは、このパンフレットにとじ込みの「UR賃貸住宅入居申込書」に必要事項をご記入のうえ、郵送でお申込みください。インターネットでお申込みいただく場合は、<https://www.ur-net.go.jp/chintai/yokodai/>にアクセスしていただき、ホームページ上の案内に沿ってお申込み手続きを行ってください(お申込みいただくには、事前にユーザー登録が必要です。)。なお、お申込みは、一世帯につき、1回(1戸)に限ります。

※以下のスケジュールは変更される場合があります。なお、当選者の方には、後日詳細なスケジュールをお知らせいたします。

令和3年1月29日(金)～  
令和3年2月2日(火)



## 郵送・インターネット申込

- お申込みにあたっては、申込住宅をご確認いただけませんので、あらかじめご承知おきください。
- 個人申込による法人契約も受け付けています。詳しくは、47～49ページをご覧ください。
- 郵送申込は、申込期間中に投函されたもので、令和3年2月4日(木)までに、新宿アイランド郵便局私書箱1518号に到着したものを、インターネット申込は、申込期間初日の午前0時から最終日の24時までにお申込みされたものが有効です。

抽選番号のお知らせ

- 郵送申込について ➡ 32ページ
- 抽選番号は、申込者全員に抽選日までに「UR賃貸住宅抽選番号通知書」により、郵送でお知らせします。

令和3年2月16日(火)  
午前10時から

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 新宿アイランドタワー16階にて公開抽選を行います。(抽選結果は午後5時頃、UR八重洲・新宿営業センターに掲示します。)



## 公開抽選

抽選結果のお知らせ  
資格確認のご案内

- UR都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。
- 抽選について ➡ 39ページ
- 抽選の結果は、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により郵送でお知らせします。なお、抽選日当日の午後5時頃、UR都市機構ホームページに当選番号を掲載します。  
※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- 当選及び補欠当選された方に、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りします。

令和3年2月27日(土)または  
令和3年2月28日(日)



## 住宅内覧会・資格確認

契約・入居説明会  
などのご案内

- 現地にて、当選された住宅をご覧いただけます。
- UR都市機構の指定する会場にご来場のうえ、必要書類を提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。
- 資格確認について ➡ 39ページ
- 個人申込による法人契約の資格に関する詳細については、47～49ページをご覧ください。
- 資格確認後、「入居説明会のご案内」及び「賃貸住宅賃貸借契約書」などをお送りします。

令和3年3月13日(土)



## ご契約・入居説明会 住宅の点検確認

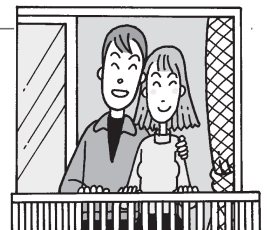
鍵の引渡し

- UR都市機構の指定する会場にご来場いただき、賃貸借契約の締結などを行います
- 契約について ➡ 40ページ
- 入居説明会・住宅の点検確認について ➡ 40ページ

令和3年3月26日(金)<奇数階>  
令和3年4月2日(金)<偶数階>  
(入居開始可能日)

## ご入居

- 入居時期は、工事等の進行状況により変更になる場合がありますので、あらかじめご承知おきください。
- 家賃等は入居開始可能日より発生します。





## お申込みからご入居まで②

### ■ 郵送申込について

※現地でのお申込みは受付しておりませんのでご注意ください。  
※現地案内所及び現地モデルルームは開設しておりませんのでご注意ください。

### 個別の住宅を指定するお申込みとなっております。

① 申込資格の確認 申込資格を全て備えていますか？

➡ 33・34ページをご覧ください。

No ➡

Yes

② 申込住宅の選択 ご希望の住宅をお選びください。

➡ 12～21ページをご覧ください。

Yes

③ 基準月収額以上の収入または基準貯蓄額以上の貯蓄がありますか？  
(家賃等の一時払い制度をご利用の方は除く。)

➡ 6・33・35ページをご覧ください。

No ➡

Yes

④ 優遇区分の確認 抽選時の倍率優遇措置があります。該当する区分が複数ある場合は、いずれか一つをお選びください。重複適用はいたしません。

➡ 36ページをご覧ください。

※UR都市機構では、高齢者等世帯とその支援世帯の近居に関する優遇措置(抽選時の倍率優遇)を設けております。

➡ 37・38ページをご覧ください。

Yes

⑤ 申込書の記入 必要事項をすべてもれなくご記入ください。

➡ 41～45ページをご覧ください。

Yes

⑥ 申込書の投函 申込書をのりづけし、84円切手を貼って申込期間中に投函してください。

残念ながら  
お申込みいただけません。

# つぎの方がお申込みいただけます①

## 申込資格

入居申込みにあたっては、次の5つの条件を全て備えている必要があります。

1 日本の国籍を有する方、またはUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方で継続して自ら居住するための住宅を必要とする方。なお、申込本人が「自ら居住」できない単身赴任者の場合については、次ページに記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

### <資格を有する外国籍の方とは>

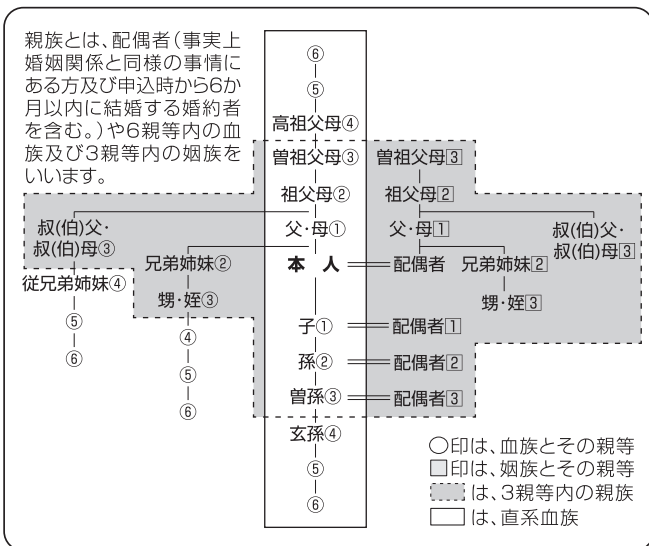
賃貸借契約の内容を十分理解できる方で次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 「出入国管理及び難民認定法」(昭和26年政令第319号)第22条第2項もしくは第22条の2第4項の規定により永住許可を受けた方、または、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」(平成元年法律第79号)附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- (2) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住することができる資格を有する方。
- (3) 上記(1)または(2)に該当する方のほか、「出入国管理及び難民認定法」第19条の3に規定する中長期在留者または同法別表第1の上欄に掲げる外交もしくは公用の在留資格を有する方。

2 単身者もしくは現に同居し、または同居しようとする親族のある方。詳しくは「親等図」をご覧ください。

3 入居者全員が、UR都市機構の定める入居開始可能日から1か月以内に入居でき、かつ、物件内で円満な共同生活を営むことができること。

### 親等図



4 申込本人を含めた同居世帯の全員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。)または次の(1)～(4)に該当する者ではないこと。

※賃貸住宅の契約にあたり、該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約していただきます。

- (1) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員を利用するなどしている者。
- (2) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者。
- (3) 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
- (4) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

暴力団・暴力団関係者のUR賃貸住宅へのご入居はお断りしております。また、UR賃貸住宅を暴力団事務所として使用することは禁止しております。

5 平均月収額が基準月収額以上ある方、または貯蓄額が基準貯蓄額以上ある方。

### <平均月収額とは>

平均月収額とは、給与収入、事業所得、不動産所得及び雑所得(年金・恩給等)等の現時点における継続的な所得のうち、課税の対象となっているものの過去1年間の合計額を12で割った額をいいます。

### <基準月収額とは>

6 ページ「募集住宅一覧表」中の「基準月収額」欄をご覧ください。

### <貯蓄額とは>

貯蓄額とは、銀行(ゆうちょ銀行を含む)等の預貯金の合計額をいいます。

### <基準貯蓄額とは>

6 ページ「募集住宅一覧表」中の「基準貯蓄額」欄をご覧ください。なお、申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合でも、35ページ「所得の基準について」に記載の条件を満たしていればお申込みができますので、ご参照ください。

また、上に定める収入及び貯蓄に関する要件を問わず、お申込みができる「家賃等の一時払い制度」もあります。詳しくは35ページをご覧ください。

※過去にUR都市機構(旧公団)の家賃等を滞納するなどにより、当機構及びその承継者に対し、未払金がある方は申込みできません。また、過去にUR都市機構(旧公団)において契約違反があった方についてもご契約をお断りする場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

## つぎの方がお申込みいただけます②

### 「自ら居住」するための住宅について

**UR都市機構の住宅や宅地(旧公団が分譲または賃貸により供給したものを含む)を所有または賃借している場合**

UR都市機構の分譲住宅や宅地を所有している方、UR都市機構の賃貸住宅や宅地を賃借している方でも、今回募集住宅への入居申込みをしていただけますが、以下の2点にご注意ください。

1 UR賃貸住宅を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、今回募集住宅の入居開始可能日から1か月以内に現在お住まいの住宅を解約し、退去していただく必要があります。なお、現在お住まいの住宅と今回募集住宅とは、賃貸借契約が異なるため、多少の家賃等支払いの重複期間が生じる場合がありますので、ご承知おきください。

2 制約期間中の当機構の住宅や宅地を所有している方(同居予定者が所有している場合も含みます。)、当機構の宅地を賃借している方(同居予定者が賃借している場合も含みます。)が当選された場合、今回募集住宅にお住まいいただく条件として、現在所有している住宅、宅地、または宅地に係る定期借地権を、あらかじめ当機構の承諾を得た上で、今回募集住宅の入居開始可能日から1年以内に譲渡していただく必要があります。なお、この当機構の承諾は、譲渡についてやむを得ない事情がある場合に限られます。

#### <制約期間中とは>

分譲住宅にあつては住宅等の引渡し後5年間(ただし、譲渡代金の支払いの完了が住宅の引渡し後5年を越えるときは、当該支払いが完了するまでの間)、分譲宅地にあつては買戻等期間中(ただし、譲渡代金の支払いの完了が買戻等期間を超えるときは、当該支払いが完了するまでの間)のことをいいます。

**申込本人は「自ら居住」できない単身赴任者であるが、留守家族のために申込みをする場合**

以下の3つの条件を全て満たしていればお申込みができます。

- 1 申込本人が単身赴任となり、留守家族のためにお申込みの方。
- 2 留守家族の居住地及び今回募集の住宅から単身赴任後の勤務先への通常の通勤時間帯における最短所要時間が、片道2時間以上を要する方。
- 3 留守家族は、原則として配偶者または直系の親族で、うち1人は満18歳以上であり、かつ、単身赴任前に単身赴任者と同居していたこと。

※申込書記入に係るご注意

#### ●住所欄について

郵便物が確実に届く場所(単身赴任者、または留守家族の住所)をご記入ください。

※当選された方は、資格確認の際、別途、勤務先の在勤証明書または転勤証明書(単身赴任先の勤務地の所在が分かるもの)及びUR都市機構所定様式の遠隔通勤時間算定書、通勤証明書を提出していただきます。

※単身赴任先でUR都市機構の賃貸住宅及び分譲住宅に入居されている方が、留守家族のために今回募集の住宅に申込み、当選されても、契約にあたり単身赴任先のUR都市機構の賃貸住宅および分譲住宅の解約を必要としない場合もございます。

# 所得の基準・家賃等の一時払いについて

## 所得の基準について

### 申込本人の平均月収額や貯蓄額が、基準月収額や基準貯蓄額に満たない場合

以下の1～3の各状況における諸条件のいずれかを満たしていればお申込みができます。

#### 1 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の収入と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (2) 勤務先または別居親族からの家賃補給額と合算して、合計額が基準月収額以上であること。
- (3) 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上あること。

#### 2 申込本人の貯蓄額が基準貯蓄額の1/2以上ある場合

- (1) 同居親族の貯蓄と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (2) 別居親族からの貯蓄の補給額と合算して、合計額が基準貯蓄額以上であること。
- (3) 申込本人の毎月の平均月収額が基準月収額の1/2以上あること。

#### 3 申込本人が高齢者等で、毎月の平均月収額が基準月収額の1/2に満たない場合

- (1) 扶養等親族の平均月収額が、基準月収額以上あること、または貯蓄額が、基準貯蓄額以上あること。  
※扶養等親族の「所得証明書」または「貯蓄を証明する書類」及び申込本人と扶養等親族との続柄を確認できる「戸籍謄本」等を提出していただきます。  
※扶養等親族が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)に住居している場合は、下記のいずれかを満たしていることが必要です。
  - ① 平均月収額がそれぞれの住宅の基準月収額の合計額以上であること。
  - ② 貯蓄額がそれぞれの住宅の基準貯蓄額の合計額以上であること。
  - ③ 平均月収額がいずれか一方の住宅の基準月収額以上あり、かつ、貯蓄額がもう一方の住宅の基準貯蓄額以上あること。
- (2) 扶養等親族が、家賃等の支払いについて、申込本人と連帯して履行の責を負うことを確約すること。  
(実印使用・印鑑登録証明書添付・保証する額の限度額は家賃及び共益費の合計額の12か月分)

#### <高齢者等とは>

令和3年1月29日現在において、次のいずれかに該当する方をいいます。

- (1) 満60歳以上の方。
- (2) 36ページ記載の「障がい者」に該当する方。
- (3) 配偶者がおらず、かつ、妊娠している単身者の方。
- (4) 満20歳未満の子と現に同居していて、かつ、扶養している、配偶者のいない母親または父親の方。  
※(3)、(4)いずれの場合とも同居親族(ただし配偶者は除く)がいる場合でも適用になります。
- (5) 学生の方。大学及び専門学校並びに専修学校に在学する満18歳以上の方。

#### <扶養等親族とは>

家賃等を一部または全部負担していただく直系血族または扶養義務を負っている3親等内の親族をいいます。

詳しくは **親等図** 33ページをご覧ください。

## 家賃等の一時払い制度

一定期間の家賃及び共益費を一時払い(前払い)することで、その期間中割引いた家賃等でお住まいいただけます。

### 1 対象者

新たにUR賃貸住宅をご契約いただくお客様。

※今回の洋光台北団地〈1-11号棟〉入居者募集に当選された方は、資格確認時にお申込みいただけます。

### 2 一時払い期間と家賃の割引

入居開始可能日の属する月の翌月から、1年から10年のうち1年単位でお選びいただき、一時払い期間に応じてUR都市機構が定める割引率により家賃等が割引かれます。

※契約時に、住宅の賃貸借契約とは別に「家賃等の一時払いに関する契約」を締結させていただきます。なお、一時払い期間終了後は、毎月の家賃等をUR都市機構の指定する金融機関等における口座振替の方法により当機構の定める日までにお支払いいただくことになります。

(一時払い期間終了時に、再度「家賃等の一時払いに関する契約」を締結することもできます。)

## 申込区分について(抽選時の倍率優遇)

お申込みにあたっては、以下の「優遇区分」をご確認の上お申込みください。(令和3年1月29日現在で、各区分記載の資格が必要です。)また、優遇措置の重複適用はいたしません。

### ■優遇区分

優遇区分	優遇対象者(申込資格)	優遇内容
特	<p>申込本人が、UR賃貸住宅(旧公団住宅)の入居申込に過去10回以上落選し、かつ、その申込本人名義の落選通知票を10枚以上お持ちの方。</p> <p>※資格確認時において、お持ちの申込本人名義の落選通知票(10枚以上)を全て提出していただきます。</p>	<p>当選率が「普通」区分の<b>10倍に優遇</b>されます。</p>
障がい者	<p>申込本人または同居する親族が、(1)または(2)に該当する障がい者の方。</p> <p>(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている4級以上の障がいのある方。</p> <p>(2) 下記のいずれかに該当する方。 ただし、介護者として親族が同居する必要があります。</p> <p>① 療育手帳の交付を受けている重度の障がいのある方で、常時介護を要する方。</p> <p>② 児童相談所、知的障がい者更生相談所または精神科医等から、重度の知的障がいまたはこれと同程度の精神の障がいのあると判定されている方で、常時介護を要する方。</p>	<p>当選率が「普通」区分の<b>20倍に優遇</b>されます。</p>
高齢者	<p>申込本人または同居する親族が、<b>満60歳以上</b>の方。</p>	
子育て	<p>申込本人または同居する親族が、次の(1)または(2)のいずれかに該当する方。</p> <p>(1) 妊娠している方。</p> <p>(2) <b>満20歳未満の子(子以外の孫、甥、姪等の親族を含む)と現に同居して、かつ扶養している方。</b></p>	
普通	<p>申込本人または同居する親族が、<b>上記の優遇区分に該当しない方。</b></p>	<p>優遇はありません。 (1倍)</p>

### ●注意事項

1 必ず上記の該当する優遇区分にお申込みください。

**区分違いは、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効となります。**

2 「障がい者」・「高齢者」・「子育て」の各優遇区分で申込まれた方は、入居後3か月以内に入居者全員の住民票を提出していただきます。

3 「子育て」区分で申込まれる妊娠している方、または妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」とご記入ください。  
(「申込書記入例」41・42ページをご覧ください。)

## 近居に関する優遇措置(抽選時の倍率優遇)①

UR都市機構では、高齢者世帯、障がい者世帯や子育て世帯とその支援世帯がお互いに交流・援助しながら生活できるよう同一または隣接する市区町村に存する住宅に入居を希望する方々のために、下記のような「近居に関する優遇措置」を設けております。

なお、申込書に記入もれ等があると、優遇が受けられず無効となりますので、ご不明な点がございましたら、UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課にお問い合わせください。

### 1 近居に関する優遇措置 ※優遇区分との重複による倍率の加算はありません。

→詳しくは次ページの「2 優遇措置の内容と申込みの方法について」をご覧ください。

優 遇 措 置	優 遇 対 象 者 ( 申 込 資 格 )	優 遇 内 容
一 世 帯 近 居	申込本人が <b>支援世帯</b> ※2に該当する方 なお、 <b>優遇対象世帯</b> ※1が以下の地域(今回募集团地と同一または隣接する市区町村)に居住していることが条件 【神奈川県横浜市】磯子区、中区、南区、港南区、栄区、金沢区	当選率が 「普通」区分の <b>20倍に優遇</b> されます。
二 世 帯 近 居	申込本人が <b>優遇対象世帯</b> ※1に該当する方 なお、 <b>支援世帯</b> ※2も併せて今回募集に申込みすることが条件	当選率が 「普通」区分の <b>20倍に優遇</b> されます。

※1 優遇対象世帯とは、「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」、「子育て」に該当する方を含む世帯のこと。

※2 支援世帯とは、以下の①または②を満たしている世帯のこと。

①「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」、「子育て」に該当する方の**直系血族**を含む世帯。

②「優遇区分」の「障がい者」、「高齢者」に該当する方の**扶養義務を現に負っている3親等内の親族**を含む世帯。

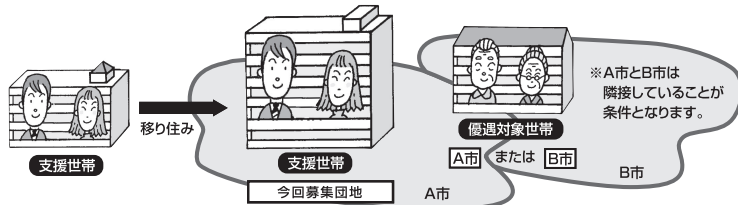
# 近居に関する優遇措置(抽選時の倍率優遇)②

## 2 優遇措置の内容と申込みの方法について

### 「一世帯近居」の場合

#### ■申込みの例

優遇対象世帯が住んでいる居住地と、同一または隣接する市区町村のUR賃貸住宅(今回募集团地)に、支援世帯が移り住む申込み。(下表①～③のケース)



※優遇対象世帯の住まいが、UR都市機構(旧公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。

■支援世帯が今回募集团地に「一世帯近居」でお申込みできる3つのケース

- ① **A市**  
優遇対象世帯が今回募集团地と同じ市区町村に住んでいる
- ② **A市** **B市**  
優遇対象世帯が今回募集团地に隣接する市区町村に住んでいる
- ③ **募集团地**  
優遇対象世帯が同一団地に住んでいる

※①、②は、優遇対象世帯の住まいが、UR都市機構(旧公団)の賃貸住宅及び分譲住宅であるかどうかは問いません。

#### 優遇措置の内容

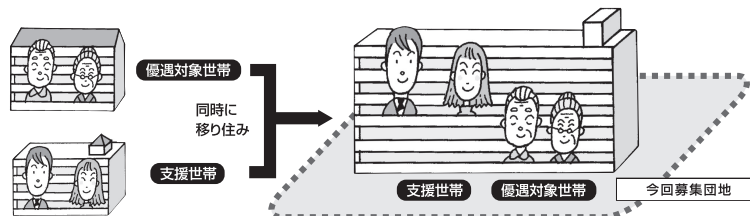
支援世帯は、対になる優遇対象世帯の優遇区分を適用してお申込みができ、当選率が「普通」区分の方の**20倍に優遇**されます。なお、優遇対象世帯が今回募集团地と同一または隣接する市区町村※に居住していることが条件となり、資格確認時には、それを証明する住民票等の提出が必要になります。

※同一または隣接する市区町村  
【神奈川県横浜市】磯子区、中区、南区、港南区、栄区、金沢区

### 「二世帯近居」の場合

#### ■申込みの例

両方の世帯が同時に今回募集团地に移り住む申込み。(二世帯を一組とする申込み)



#### 優遇措置の内容

優遇対象世帯が当選した場合、支援世帯を、申込まれた住宅の補欠第一位に登録し、当選者に辞退が発生した場合は、**優先して住宅を斡旋**いたします。

(注1) 同一住宅に複数の支援世帯が補欠者として登録される場合は、抽選により補欠登録順位を付けます。

(注2) 優遇対象世帯が補欠当選をし、繰り上げにより住宅を斡旋された場合、その時点で支援世帯は申込まれた住宅の補欠第一位となります。

(注3) この優遇制度を適用してお申込みができるのは、優遇対象世帯一世帯に対して支援世帯一世帯となります。

(注4) 優遇対象世帯が辞退などにより契約できない場合は、支援世帯も資格を失い、住宅の斡旋はできません。

(注5) 支援世帯が申込まれた住宅に辞退が発生せず、当初入居開始可能日に至った場合は、優遇措置の効力を失います。

# 抽選・資格確認・契約など①

## 申込みの無効

次のようなお申込みは無効となります。したがって、お申込み受付後当選となった場合でも、その当選は無効になります。

- 1 申込資格がないとき。
- 2 一世帯において、2回以上のお申込みをしたとき（例えば、申込本人または同居される方の氏名を2通以上の申込書に記入したとき、婚約者がそれぞれ1通ずつお申込みをしたときなど。）。
- 3 家族を不自然に分割して入居しようとするお申込みをしたとき（例えば、夫婦を別々にしたお申込みをしたときなど。）。
- 4 申込書に虚偽の記入があったとき。
- 5 申込書に記入もれがあったとき（例えば、同居される方の氏名が記入されていないときなど。）。
- 6 申込書の記入内容が、明らかでないとき。
- 7 このパンフレットに同じ込みの「UR賃貸住宅入居申込書」以外の申込書で申込みをしたとき。
- 8 申込本人または同居される方に変更があったとき。
- 9 その他、このパンフレットに記載の募集要項に違反したとき。

## 抽選番号の通知

申込受付期間終了後、抽選番号を印字した「UR賃貸住宅抽選番号通知書」を抽選日までに申込書に記入された住所に届くように郵送いたします。

## 抽選番号

抽選番号は、次のような方法（複数番号付与方式）で付番します。

- 1 各住宅ごとに、申込受付順に付番します。
- 2 倍率優遇のある区分については、各優遇倍率に応じて連続して付番します。

### ■付番例

受付順	優遇区分	当選優遇倍率	抽選番号
1	普通	1倍	1
2	子育て	20倍	2～21
3	高齢者	20倍	22～41
4	障がい者	20倍	42～61
5	特	10倍	62～71
}	}	}	}

## 抽選日時・場所

日時：令和3年2月16日(火) 午前10時から  
場所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー16階  
UR都市機構 東日本賃貸住宅本部

## 抽選の方法

- 1 UR都市機構の定める方法で公開抽選を行い、各住宅ごとに当選番号及び補欠当選番号を決定します。
- 2 優遇区分では、優遇倍率の数だけ連続して付番してありますので、抽選の結果、同一申込者の抽選番号が2つ以上当選番号に該当していた場合には、第1順位の番号のみを当選とさせていただきます。

## 抽選結果の発表

抽選の結果は以下の方法で発表します。

### ■掲示

抽選日当日の午後5時頃、UR八重洲・新宿営業センターに掲示します。

### ■UR都市機構のホームページ

抽選日当日の午後5時頃、当機構ホームページに掲載します。

UR都市機構ホームページ・アドレス

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/yokodai/>

※なお、営業センターへの掲示及びホームページへの掲載は、抽選対象団地数等により遅れる場合がございます。

※当落に関するお電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

## 抽選結果の通知

当落にかかわらず、申込者全員に「UR賃貸住宅抽選結果通知書」により、郵送でお知らせします。

（落選の場合には次回募集以降の申込みのためにも「UR賃貸住宅抽選結果通知書」を保管してください。）

## 資格確認

抽選の結果、「当選」及び「補欠当選」の方には、次の書類を提出していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

### 1 住民票

※入居者全員の「続柄」が記載されたもので、募集開始日以降に交付を受けたもの。

### 2 所得証明書または貯蓄を証明する書類

### 3 お申込みされた優遇区分の申込資格を証明する書類

### 4 その他、必要な書類を提出していただく場合があります。

なお、UR都市機構の定める期日までに必要書類が提出されない場合は、辞退されたものとして取り扱いますのでご承知おきください。止むを得ない理由で期日までに必要書類が提出されない場合は、事前にUR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課 [TEL:03-5323-3560]にご相談ください。



## 抽選・資格確認・契約など②

### 契約・入居説明会・住宅の点検確認

- 1 契約にあたっては、実印及び3か月以内に交付を受けた印鑑登録証明書（押印の習慣のない外国人の方は、領事館等が発行する「署名の証明書」）が必要となります。  
※契約名義人で本人がお越しになる場合は、運転免許証などの写真付の本人確認書類をご提示の上、そのコピーをご提出いただければ、印鑑登録証明書及び実印を省略することができます。  
詳細については、別途ご案内いたします。  
※契約名義人（申込本人）が未成年で未婚の場合は、親権者または後見人の方の印鑑登録証明書を提出していただくこととなります。
- 2 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び共益費、並びに敷金（月額家賃の2か月分）をお支払いいただきます。  
※日割家賃及び共益費の算出方法  
(家賃÷30×日数) + (共益費÷30×日数)  
(日割家賃、日割共益費とも10円未満の端数は四捨五入)
- 3 別途ご案内する会場にて、入居に関する説明、鍵の引渡しを行います。  
※お渡しする鍵は、入居開始可能日まで使用できません。
- 4 各自で住宅の点検確認を行っていただき、「点検確認書」を提出していただきます。

### 賃貸借契約書の主な内容

UR賃貸住宅には、UR都市機構で定める賃貸借契約書により契約を締結したうえでご入居いただけます。契約書の内容で特に注意していただく事項は次のとおりです。

- 1 UR都市機構で定める入居開始可能日から1か月以内に入居していただけます。
- 2 契約にあたっては、家賃の2か月分の敷金（※1）、入居開始可能日の属する月の家賃及び共益費（※2）の日割額（※3）をお支払いいただきます。
- 3 毎月の家賃及び共益費は、UR都市機構の指定する金融機関における口座振替の方法により、UR都市機構の定める日までにお支払いいただきます。
- 4 賃貸住宅の使用方法等に関するUR都市機構の定めるルールを守って、住宅を使用していただけます。
- 5 居住者の責に帰すべき理由により住宅を汚損、破損、滅失をしたとき、またはUR都市機構に無断で住宅の原状を変更したときは、直ちにこれを原状に回復していただきます。（※4）
- 6 建具（障子紙、ふすま紙）及び備品（タオル掛け等）、その他UR都市機構の定めるものの修理または取替えについては居住者の負担で行なっていただきます。（ただし、退去時の修理または取替えについては5に該当する場合を除き、負担の必要はありません。）
- 7 賃貸住宅の全部または一部を転賃したり、住宅の賃借権を

譲渡したり、他の住宅と交換する行為は禁止しています。

- 8 団地内において小鳥及び魚類以外の動物を飼うことはできません。（身体障害者補助犬法に定める盲導犬、聴導犬及び介助犬については、UR賃貸住宅内で生活を共にすることを認めています。ただし、UR都市機構の許可は必要です。）
- 9 居住者が賃貸借契約の解除をしようとするときは、14日以上予告期間をもってUR都市機構の定める契約解除届をUR都市機構に提出していただきます。（未入居のまま契約を解除される場合も同様です。）  
※1 敷金は、家賃の支払い、損害の賠償、その他住宅の賃貸借契約から生ずる債務を担保するためにお支払いいただくもので、契約解除後、債務弁済に当てた残額を返済いたします。なお、この敷金には利息は付加いたしません。  
※2 共益費とは、団地内の共用部分の維持管理などに係る費用で家賃のほかにお支払いいただく費用です。  
※3 UR都市機構の定める入居開始可能日からその月の末日までの日割家賃及び日割共益費を、契約時までにお支払いいただきます。  
※4 退去時には、UR都市機構が定めるところにより査定を行い、住宅の使用状況に応じた補修費用をお支払いいただきます。

# 申込書記入要領①

## 【申込書の記入例】

※個人申込による法人契約をご希望の方は「法(フリガナ ホウ)」をご記入ください。

〈記入上の注意〉

申込書はコンピュータで処理いたしますので、文字は必ず「楷書」で正確にご記入ください。判読が困難な場合は誤って処理されたり、無効になることがあります。なお、記入にあたっては黒のペンまたはボールペンを使用してください。

### UR賃貸住宅入居申込書 (※パンフレット42ページ記載の[申込書記入要領]をご参照ください。)

UR都市機構の募集要項(特記事項を含む)を承諾のうえ、次のとおりUR賃貸住宅の入居申込みをいたします。

団地名: 洋光台北団地<1-11号棟>

※受付番号は、記入しないでください。

1	申込区分記号	申込団地コード	受付番号
650	1-11-101:0011584	10330100040426	

2	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	滞連回数	近居	駐車場
人	漢字	ヤマダ タロウ	男	MS	491001	500	1	2	1
	漢字	山田 太郎							

3	または携帯番号	年齢	性別	住所(漢字)	郵便番号
	03-5323-XXXX	4X	男	東京都新宿区西新宿6-5-1 ア	1631345
				651 イラントタワー1600号室	
	勤務先名称: (株)UR都市機構		電話番号: 045-650-XXXX		
	勤務先所在地: 神奈川県横浜市中区本町6-50-1				

4	続柄	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	年齢
同	妻	ヤマダ	ハルコ	女	WS	521010		4X
	漢字	山田	春子					
居	続柄	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	年齢
	子	ジュツサン	ヨテイ	男	MR	000000		
	漢字	出産予定						
者	続柄	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	年齢
	漢字							
	続柄	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	年齢
	漢字							

5	同居に関する申込	その他の同居者
	優遇対象世帯 住所:	氏名: 年齢: 続柄:

6	申込区分記号	同居者数	滞連回数	【支援世帯の現住所】			
685	1-11-101:0011584		1	住所: ○○○○○○			
支援世帯本人	フリガナ	氏名	性別	元号	生年月日	年収(万円)	年齢
	ヤマダ	イチロウ	男	MS	270913	600	6X
	漢字	山田 一郎					

7	入居に関する調査記入欄
	Q1 Q2 Q3 Q4 Q5
	990 1 6 3 1 2 1 6 1 3 1 0 2 3 1 8 3 1 5
	Q6(分) Q7(分) Q8 Q9 Q10 Q11(m) Q12(千円) Q13 Q14 Q15 Q16
	5 0 3 5 2 4 2 4 0 1 0 5 2 1 0 1

折り線

斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。

斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。

斜線部分にのりを付け、右側から折りたたんで貼ってください。

# 申込書記入要領②

1

## 希望する住宅の申込区分記号を記入します

### ●申込区分記号

43～45ページの申込区分記号表に基づき、希望する住宅の申込住宅番号、優遇区分を記入します。優遇区分「子育て」に該当する方が、101号室にお申込みされる場合は、43～45ページの【申込区分記号表】に基づき、①の記入欄に号室番号101、コード001、優遇区分1584と記入します。  
※近居に関する優遇措置でお申込みされる方は、該当する優遇区分をご記入ください。  
※「普通区分」に該当する方も、必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

2

## 申込本人が契約名義人となります

### ●フリガナ

申込本人の姓名をカタカナで記入します。なお、「姓」と「名」の間は1文字空け、濁点、半濁点は1文字として記入します。

### ●漢字

申込本人の姓名を漢字で記入します。「姓」と「名」の間は1文字空けて記入します。  
※住民票に記載されているとおりにご記入ください。  
※外国籍の方の氏名記入について  
・漢字以外(アルファベット等)の文字を使用されている方は、フリガナ欄に日本語の読みをカタカナで漢字欄には1マスに2文字ずつ、使用されている文字で一字一字記入します。

### ●個人申込による法人契約をご希望の方

個人名義でお申込みいただき、契約時に法人への自動切替を行います。

〈申込方法〉

申込書の②のフリガナ、漢字を記入の際、最初に「法」を記入してください。

(例)

本	フリガナ	ホウ	ナ	マ	タ	タ	ロ	ウ
人	漢字	法	山	田	大	郎		

※個人申込による法人契約の詳細については47～49ページをご覧ください。

### ●性別

男性は「M」、女性は「W」と記入します。

### ●元号

生まれた年の「元号」を指定された記号で記入します。

- ・明治生まれの方…「M」
- ・大正生まれの方…「T」
- ・昭和生まれの方…「S」
- ・平成生まれの方…「H」

### ●生年月日

昭和49年10月1日  
生まれの場合の例

元号	生				年				月				日			
号	年	月	日		年	月	日	年	月	日	年	月	日	年	月	日
S	4	9	1	0	0	1										

### ●年収

前年の年収を万円単位で記入します。

### ●落選回数

お手持ちの申込本人名義の落選通知票の枚数を記入します。

### ●近居

通常のお申込みの方は「0」を、「一世帯近居」は「1」を、「二世帯近居」は「2」を、いずれか1つ選んで記入します。

3

### ●連絡先電話番号

自宅または携帯電話番号を記入します。

### ●年齢

令和3年1月29日現在の満年齢を記入します。

### ●住所及び郵便番号

郵便物が確実に届く住所を漢字で記入します。併せて郵便番号も記入します。

### ●勤務先

申込本人の勤務先名称と勤務先の電話番号、所在地を記入します。

4

## 同居される方全員の姓名等を記入します

### ●続柄

申込本人から見た続柄を記入します。

### ●フリガナ・漢字・性別・元号・生年月日・年収

同居される方全員の姓名等を②を参考に記入します。なお、「子育て」区分で申込まれる妊娠している方、または妊娠している方を世帯に含む方は、申込書の同居者欄に「出産予定」と記入します。  
※出産予定の方は、性別「M」、元号「H」、生年月日「000000」とご記入ください。

### ●その他の同居者

同居者数が4人を超えるときは、未記入の同居者数を記入します。

5

### ●近居に関する申込(一世帯の方)

一世帯近居の優遇措置を受けられる方は優遇対象世帯の住所、氏名、年齢及び申込本人から見た続柄を記入します。

6

### ●近居に関する申込(二世帯の方)

二世帯近居の優遇措置を受けられる方は、支援世帯本人(支援世帯の契約名義人)の情報を記入します。「申込区分記号」欄の記載方法は①を、「支援世帯本人」欄の記載方法は②を参考に記入します。支援世帯の現住所、支援世帯本人の年齢も記入します。

7

### ●UR賃貸住宅の応募に関する調査記入欄

申込書に記載されている「UR賃貸住宅の応募に関する調査」の各設問の回答をご記入ください。必ずご記入いただきますよう、ご協力をお願いします。

## 申込書の訂正

申込書を投函後、記入もれや申込区分記号の記入に誤りがあった場合には、必ず申込期間内にもう一度全ての事項を正しく記入のうえ、申込書の受付番号欄上部余白に「再申込」と赤字で大きく記入し、投函してください。この場合、「再申込」と記入された申込書のみが有効で、それ以外の申込書は全て無効とします。「再申込」と記入のないものは、重複(無効)として取り扱います。

※こちらの申込書の訂正はインターネットからはできません。

# 申込区分記号表① ※申込区分記号は、もう一度ご確認ください。記入間違いは、無効になります。

申込書の「申込区分記号」欄の記入にあたっては、<申込住宅番号>と<優遇区分番号>を組み合わせでご記入ください。  
 <申込住宅番号>は各住宅ごとに、<優遇区分番号>は該当する「優遇区分」ごとに指定されております。

## <申込住宅番号>

※優遇区分は下記の<優遇区分番号>表をご覧ください。  
 ※優遇区分が未記入の場合、お申込みは無効となります。「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅			申込住宅番号						優遇区分※			申込団地コード			
号室			号室番号			コード									
1	0	1	→	1	0	1	0	0	1				4	2	6
1	0	2	→	1	0	2	0	0	2				4	2	6
1	0	5	→	1	0	5	0	0	3				4	2	6
1	0	6	→	1	0	6	0	0	4				4	2	6
1	0	7	→	1	0	7	0	0	5				4	2	6
2	0	1	→	2	0	1	0	0	6				4	2	6
2	0	2	→	2	0	2	0	0	7				4	2	6
2	0	3	→	2	0	3	0	0	8				4	2	6
2	0	5	→	2	0	5	0	0	9				4	2	6
2	0	6	→	2	0	6	0	1	0				4	2	6
2	1	0	→	2	1	0	0	1	1				4	2	6
3	0	1	→	3	0	1	0	1	2				4	2	6
3	0	2	→	3	0	2	0	1	3				4	2	6
3	0	3	→	3	0	3	0	1	4				4	2	6
3	0	5	→	3	0	5	0	1	5				4	2	6
3	1	0	→	3	1	0	0	1	6				4	2	6
4	0	1	→	4	0	1	0	1	7				4	2	6
4	0	5	→	4	0	5	0	1	8				4	2	6
4	0	8	→	4	0	8	0	1	9				4	2	6
4	0	9	→	4	0	9	0	2	0				4	2	6

## <優遇区分番号> (4桁)

特				障がい者				高齢者				子育て				普通			
1	1	8	8	1	2	8	7	1	3	8	6	1	5	8	4	1	7	8	2

# 申込区分記号表② ※申込区分記号は、もう一度ご確認ください。記入間違いは、無効になります。

- [ご注意] ①「優遇区分」については、36ページの「申込区分について」をご覧ください。  
 ②お申込みは、一世帯につき1回(1戸)に限ります。

## <申込住宅番号>

※優遇区分は43ページの<優遇区分番号>表をご覧ください。  
 ※優遇区分が未記入の場合、お申込みは無効となります。「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅		申込住宅番号			優遇区分※			申込団地コード				
号室		号室番号			コード							
4 1 0	→	4	1	0	0	2	1			4	2	6
5 0 1	→	5	0	1	0	2	2			4	2	6
5 0 2	→	5	0	2	0	2	3			4	2	6
5 0 3	→	5	0	3	0	2	4			4	2	6
5 0 5	→	5	0	5	0	2	5			4	2	6
5 0 6	→	5	0	6	0	2	6			4	2	6
5 1 0	→	5	1	0	0	2	7			4	2	6
6 0 1	→	6	0	1	0	2	8			4	2	6
6 0 2	→	6	0	2	0	2	9			4	2	6
6 0 3	→	6	0	3	0	3	0			4	2	6
6 0 4	→	6	0	4	0	3	1			4	2	6
6 0 6	→	6	0	6	0	3	2			4	2	6
6 0 7	→	6	0	7	0	3	3			4	2	6
6 1 0	→	6	1	0	0	3	4			4	2	6
7 0 1	→	7	0	1	0	3	5			4	2	6
7 0 2	→	7	0	2	0	3	6			4	2	6
7 0 3	→	7	0	3	0	3	7			4	2	6
7 0 4	→	7	0	4	0	3	8			4	2	6
7 0 5	→	7	0	5	0	3	9			4	2	6
8 0 1	→	8	0	1	0	4	0			4	2	6

### ■申込区分記号の記入例

優遇区分「子育て」に該当する方が、101号室にお申込みされる場合

申込区分記号					申込団地コード																		
街区	号棟番号	号室番号	コード		優遇区分																		
:	1	-	01	-	01	:	001	1584	1	1	0	3	3	0	1	0	0	0	4	0	4	2	6

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

# 申込区分記号表③ ※申込区分記号は、もう一度ご確認ください。記入間違いは、無効になります。

## <申込住宅番号>

※優遇区分は下記の<優遇区分番号>表をご覧ください。  
 ※優遇区分が未記入の場合、お申込みは無効となります。「普通区分」に該当する方も必ず優遇区分番号「1782」を記入してください。

募集住宅			申込住宅番号						優遇区分※			申込団地コード					
号室			号室番号			コード											
8	0	3	→	8	0	3	0	4	1				4	2	6		
8	0	7	→	8	0	7	0	4	2				4	2	6		
8	0	8	→	8	0	8	0	4	3				4	2	6		
9	0	1	→	9	0	1	0	4	4				4	2	6		
9	0	2	→	9	0	2	0	4	5				4	2	6		
9	0	7	→	9	0	7	0	4	6				4	2	6		
9	0	9	→	9	0	9	0	4	7				4	2	6		
1	0	0	2	→	1	0	0	2	0	4	8				4	2	6
1	0	0	5	→	1	0	0	5	0	4	9				4	2	6
1	0	0	7	→	1	0	0	7	0	5	0				4	2	6
1	0	0	8	→	1	0	0	8	0	5	1				4	2	6

## <優遇区分番号> (4桁)

特	障がい者	高齢者	子育て	普通
1 1 8 8	1 2 8 7	1 3 8 6	1 5 8 4	1 7 8 2

### ■申込区分記号の記入例

優遇区分「子育て」に該当する方が、101号室にお申込みされる場合

申込区分記号						申込団地コード								
街区	号棟番号	号室番号	コード			優遇区分								
:	1	-	01	-	0101	:	0011584	110330100040426						

申込区分記号表から、お申込みの住宅に該当する申込住宅番号、優遇区分を記入します。

---

A series of 20 horizontal dotted lines for writing.

## 社 宅 向 け

## U R 賃 貸 住 宅 について

新築UR賃貸住宅の抽選募集でも、法人名義でご契約いただけるようになりました。  
ぜひこの機会に、恵まれた住環境と快適性・利便性を兼ね備えたUR賃貸住宅をご検討ください。

Pick up

### 「借上げ社宅」を目的とした「個人」でのお申込みが可能になりました!!

●お申込み時は「個人」ですが、契約は「法人」名義となります。

※当制度は「借上げ社宅」のため、会社の福利厚生制度としての「家賃補助」や「家賃補給」とは異なりますので、ご注意ください。

※申込方法の詳細については、31～40ページをご覧ください。

●お申込みは「個人」で行っていただくため、申込者ご本人の属性に応じて優遇措置が適用されます。

例えば…

①UR賃貸住宅(旧公団住宅)の入居申込に過去10回以上落選し、かつその申込本人名義の落選通知表を10枚以上お持ちの方 ▶ 当選率の10倍優遇

②子育て世帯の方 ▶ 当選率の20倍優遇

※上記は「洋光台北団地1-11号棟」の例です。その他にも優遇制度があります。

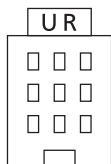
なお、諸条件がありますので、詳細は36～38ページをご覧ください。

### お申込みからご入居までのご案内

1

#### お申込

お申込みにあたっては、  
入居者ご本人様がお申込みください。



抽選番号のお知らせ

2

#### 公開抽選

01234

UR都市機構の定める方法により公開抽選を行い、当選者及び補欠当選者を決定します。

当選された方には、資格確認に必要な書類などのご案内をお送りしますので貴社の社宅ご担当者様にお渡しください。

お問い合わせ

1 2 4 は

UR都市機構 東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課 tel.03 -5323-3560



Pick up

## 礼金・仲介手数料・ 更新料・保証人は不要。 敷金が免除されるケースも

UR賃貸住宅なら、入居時に必要な費用は敷金と日割家賃・共益費だけ。礼金・仲介手数料・保証人は不要ですから、初期費用が節約できます。ご入居後もご契約は、自動更新で更新料も不要。長く住んでもお得です。また、証券取引所に上場している法人や資本金1億円以上の法人等\*の場合は、ご希望により敷金が免除になります。

※次ページ「上場企業等の定義」で参照

Pick up

## 提出書類が 簡略化されるケースも

証券取引所に上場している法人や資本金1億円以上の法人等\*の場合には、提出書類は会社概要書(初回のみ)、申込書の2点で結構です(ただし、契約名義人との関係を確認するため、社員証等を提示していただきます。)

※次ページ「上場企業等の定義」で参照

事業者様への  
注意点について

- 通常の「社宅向けUR賃貸住宅」事業者契約と異なり、入居者(従業員)の入れ替えはできません。
- 事業者複数戸割引制度及び大口割引制度は適用対象外となります。

3

### 資格確認 ご契約



社宅ご担当者様に、UR都市機構の指定する提出先に必要書類を郵送していただき、申込資格の確認をさせていただきます。

「入居説明会のご案内」及び「賃貸住宅賃貸借契約書」などをお送りします。

※資格確認の結果、法人契約をお断りさせていただく場合もあります。

4

### 入居説明会 住宅の点検確認



UR都市機構の指定する会場に入居者ご本人様にご来場いただき、入居説明会等を行います。

ご入居



3 は

UR都市機構 UR新宿営業センター tel.03-3347-4387(法人専用)

# 個人申込みによる法人契約③

## 入居申込事業者の資格

- 1 事業者(個人事業者を含む)で、従業員(役員を含む)に対して住宅を貸付けようとする方。
- 2 日本国籍を有する方及びUR都市機構が定める資格を有する外国籍の方。  
または日本に住所を有する法人であって国内法により設立されたものであること。もしくは会社法(平成17年法律第86号)第933条に規定する外国会社の登記が行われた法人であること。  
※外国会社につきましては別途契約条件がございます。詳細はお問い合わせください。
- 3 申込事業者、入居する従業員又は、入居する従業員の世帯もしくは、同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、同条第6号に規定する暴力団員ではないこと。
- 4 家賃の支払いの見込みが確実であること。

## 申込みに必要な書類

ご提出いただいた書類を基に、契約可否の審査を行います。★印の付いた証明書は、原本をご用意ください。

### 法人事業者の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 会社概要書
- 3 前年度の法人税納付済証明書(納税証明書「その1」)★  
※法人税が0円の場合は最近2カ年の貸借対照表及び損益計算書をあわせてご用意ください。
- 4 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)★  
※発行日から3か月以内のもの
- 5 法人の印鑑登録証明書★  
※発行日から3か月以内のもの
- 6 その他UR都市機構が必要とする書類  
※①～⑤で要件を確認できない際に別途書類をお願いする場合がございます。
- 7 社員証等の写し  
※契約名義人との関係を確認します。
- 8 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類

### 上場企業等の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 会社概要書
- 3 社員証等の写し  
※契約名義人との関係を確認します。
- 4 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類

#### 上場企業等の定義

上場企業等とは、次のいずれかに該当する法人、**または**その法人の子会社もしくは関連会社をいいます。  
ただし、日本に住所を有する法人であって国内法により設立されたものに限りません。

- 各証券取引所(外国含む)上場企業及び店頭公開企業
- 新興市場(ジャスダック等)上場企業
- 非上場の生命保険会社、損害保険会社
- 資本金1億円以上の企業(資本準備金は含まない)
- 私立学校法に基づく私立学校、農業協同組合法に基づく農協等
- 特例民法法人、公益社団(財団)法人、大規模一般社団(財団)法人、医療法人
- 国、地方公共団体または特別の法律により設立された法人

### 個人事業者の場合

- 1 UR都市機構所定の申込書
- 2 事業者の住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)★  
※発行日から3か月以内のもの
- 3 UR都市機構所定の事業概要書
- 4 前年分の納税証明書(その2)(所管税務署長発行のもの)★  
※前年分の納税証明書(その2)が発行されない期間にあっては、取得可能な最新の納税証明書(その2)をご用意ください。
- 5 印鑑登録証明書★  
※発行日から3か月以内のもの
- 6 その他UR都市機構が必要とする書類  
※①～⑤で要件を確認できない際に別途書類をお願いする場合がございます。
- 7 申込者の優遇区分等に応じて必要となる書類



# ROOM PLAN

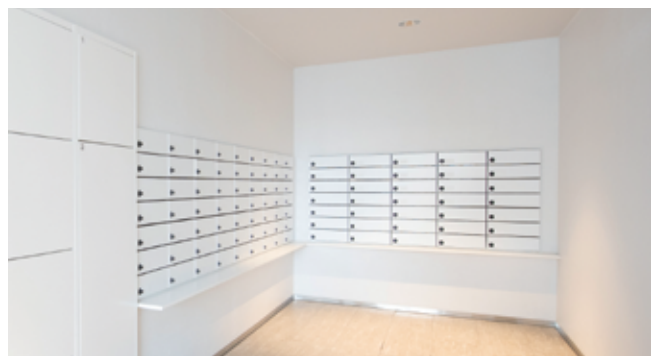


1-11号棟外観

## 共用部分



エントランス・オートロック



宅配ボックス・メールコーナー



団地のラウンジ



デッキテラス

洋光台北団地<1-11号棟>特設ホームページにて360°住戸画像を公開しております。  
<https://www.ur-net.go.jp/chintai/yokodai/roomplan/>





Mタイプバルコニー

## 住宅設備



### ビルトインコンロ

流し台組み込みでスッキリ。調理台と同じ高さで使いやすさもアップ。(A~Cタイプはバーナー2つ、ホーロートップタイプです。)



### モニター付住宅情報盤

モニターで玄関の来訪者を確認し、インターホン(ハンズフリー)で通話することができます。



### 浴室暖房乾燥機

浴室を使用していないときは、浴室が乾燥室になります。寒い冬には浴室暖房もできます。



### 洗髪機能付洗面化粧台

洗髪ができる洗面化粧ユニットです。ワイドな洗面ボールは洗髪以外にも使えてとても便利です。



### 手すりの設置

お年寄りの方が安心して暮らせるように、トイレや浴室、玄関などに手すりを設置しました。



# ROOM PLAN

住宅タイプA

1K-28m<sup>2</sup>

戸数

5戸

カラーバリエーション

・シック  
・ナチュラル

107号室 | ナチュラル



洋室(1)・バルコニー



洋室(1)・キッチン



浴室



洋室(1)・ウォークインクローゼット



キッチン



洗面脱衣室



トイレ



玄関収納

住宅タイプB

1K-32m<sup>2</sup>

戸数

4戸

カラーバリエーション

- ・シック
- ・ナチュラル

106号室 | ナチュラル



洋室(1)・キッチン



洋室(1)・バルコニー



キッチン



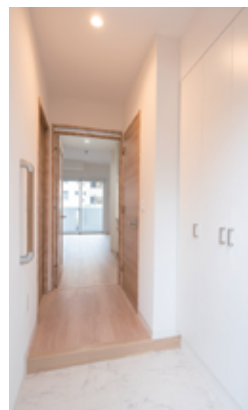
浴室



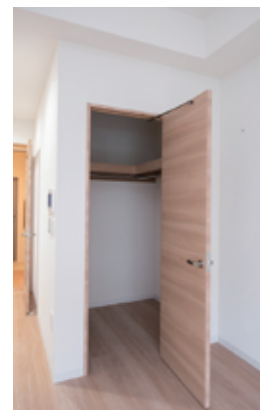
洗面脱衣室



トイレ



玄関・廊下



洋室(1)・ウォークインクローゼット

# ROOM PLAN

住宅タイプC

1K-33m<sup>2</sup>

戸数

6戸

カラーバリエーション

- ・シック
- ・ナチュラル

203号室 | シック



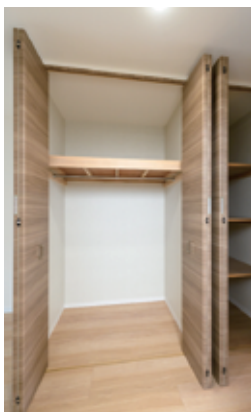
洋室(1)・バルコニー



洋室(1)



キッチン



クローゼット・物入



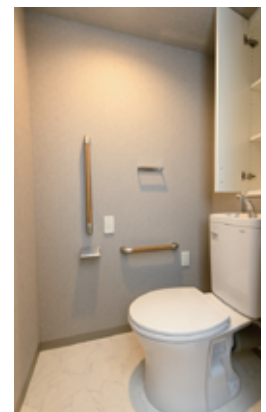
浴室



洗面脱衣室



玄関・廊下



トイレ



住宅タイプD

1DK-35m<sup>2</sup>

戸数

2戸

カラーバリエーション

- ・シック
- ・ナチュラル

204号室 | シック

※204号室は募集対象外住戸です。



洋室(1)・バルコニー



洋室(1)・ダイニング・キッチン



ダイニング・キッチン



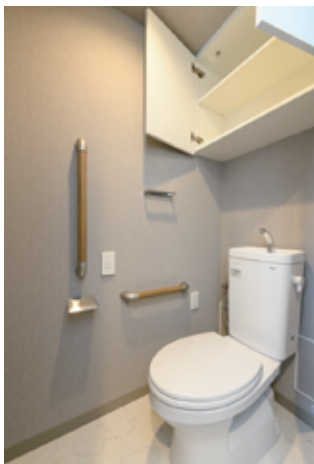
洋室(1)・クローゼット・物入



浴室



洗面脱衣室



トイレ



玄関収納

# ROOM PLAN

住宅タイプE

2DK-49m<sup>2</sup>

戸数

15戸

カラーバリエーション

・シック  
・ナチュラル

505号室 | ナチュラル



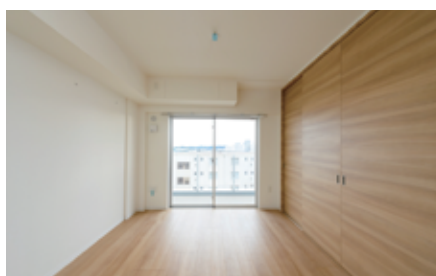
ダイニング・キッチン・洋室(2)・バルコニー



洋室(2)・クローゼット・ダイニング・キッチン



ダイニング・キッチン



ダイニング・キッチン・バルコニー



洋室(1)・クローゼット



洋室(1)・出窓



キッチン



浴室



洗面脱衣室



トイレ



玄関・廊下

住宅タイプF

2DK-49m<sup>2</sup>

戸数

2戸

カラーバリエーション

- ・シック
- ・ナチュラル

209号室 | シック

※209号室は募集対象外住戸です。



ダイニング・キッチン



物入 (建具収納スペース)

物入 (建具収納スペース)

洋室(1)・クローゼット



キッチン



洋室(2)・クローゼット



洋室(2)・出窓



浴室



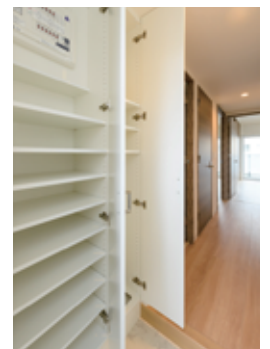
洗面脱衣室



トイレ



玄関・廊下



玄関収納

# ROOM PLAN

住宅タイプG

2DK-49m<sup>2</sup>

戸数

5戸

カラーバリエーション

・シック  
・ナチュラル

1010号室 | シック

※1010号室は募集対象外住戸です。



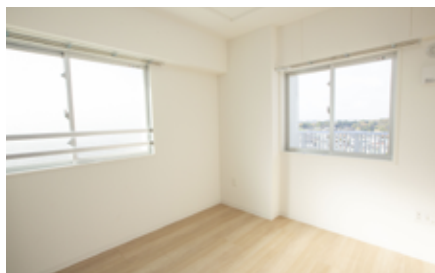
キッチン



ダイニング・キッチン



洋室(1)



洋室(2)



洋室(2)・クローゼット



洋室(1)・クローゼット



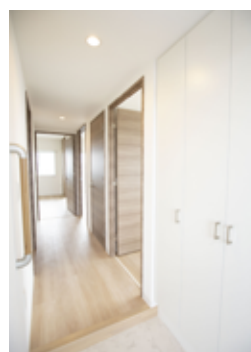
浴室



洗面脱衣室



トイレ



玄関・廊下



玄関収納

住宅タイプH

2LDK-53m<sup>2</sup>

戸数

3戸

カラーバリエーション

・シック

508号室 | ナチュラル

※508号室は募集対象外住戸です。



洋室(1)・リビング・ダイニング・キッチン



リビング・ダイニング・キッチン・バルコニー



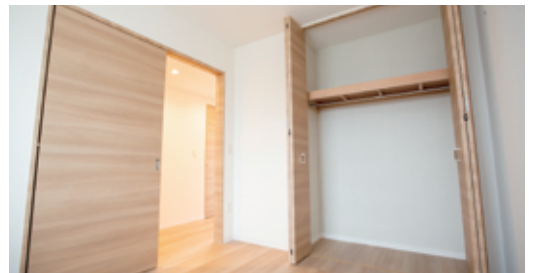
洋室(1)・ウォークインクローゼット・棚



キッチン



洋室(2)・出窓



洋室(2)・クローゼット



廊下・物入



浴室



洗面脱衣室



トイレ



玄関収納

# ROOM PLAN

住宅タイプK

2LDK-56m<sup>2</sup>

戸数

1戸

カラーバリエーション

・ナチュラル

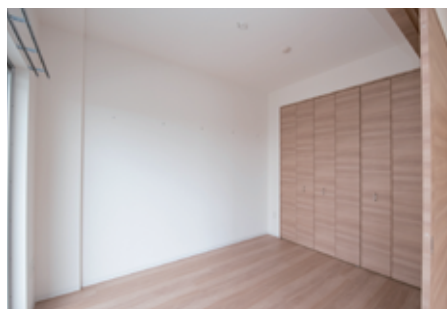
101号室 | ナチュラル



洋室(2)・クローゼット・物入・リビング・ダイニング・キッチン



リビング・ダイニング・キッチン・洋室(2)・バルコニー



洋室(2)



キッチン



洋室(1)



洋室(1)・クローゼット



浴室



廊下・物入



洗面脱衣室



トイレ



玄関・廊下



玄関収納

住宅タイプM

2LDK-64m<sup>2</sup>

戸数

8戸

カラーバリエーション

- ・シック
- ・ナチュラル

1001号室 | シック

※1001号室は募集対象外住戸です。



リビング・ダイニング・バルコニー



バルコニーのあるキッチン



リビング・ダイニング・キッチン



キッチン・物入(建具収納スペース)



洋室(2)・リビング・ダイニング



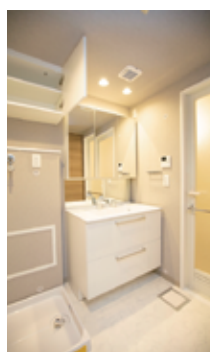
洋室(2)・クローゼット



洋室(1)



浴室



洗面脱衣室



トイレ



玄関収納



洋室(1)・クローゼット

周辺案内図



LIFE INFORMATION

■ 公共施設

横浜市役所	馬車道駅直結
磯子区役所	磯子駅前(北東方約2.9km)
上中里地区センター	南東方約1.7km
磯子警察署	北東方約4.1km
洋光台交番	南方約700m
磯子消防署洋光台消防出張所	東方約400m
磯子福祉保健センター	磯子駅前(北東方約2.9km)

■ 利便施設

洋光台駅前郵便局	南方約390m
横浜銀行洋光台支店	南方約690m
イトーヨーカドー洋光台店	南方約420m
ピーコックストア洋光台店	南方約560m
東急ストア洋光台店	南方約690m
オリンピック洋光台店	南方約750m

■ 教育施設

市立洋光台第一小学校	東方約100m
市立洋光台第一中学校	西方約410m
私立にじいる保育園洋光台	南東方約280m
私立洋光台保育園	南方約460m
私立日野保育園	南西方約530m
私立横浜女子短期大学付属幼稚園	南方約560m

■ 医療施設

済生会横浜市南部病院(総合)	港南台駅前(南西方約1.7km)
永井医院(内・消・呼・他)	北東方約280m
うちのパークサイドクリニック(脳・神・整・リ)	東方約240m
洋光台セントラルクリニック(透)	南方約410m
西公園歯科診療所	南西方約470m
洋光台子どもクリニック	南方約330m

■ その他

電気	ご希望の電力会社にお申込みください
ガス	ご希望のガス会社にお申込みください
水道	横浜市水道局お客さまサービスセンター
ごみ処理	資源循環局磯子事務所

※距離表示については、洋光台北団地<1-11号棟>からの直線距離を示しています。

<貸主>

独立行政法人 都市再生機構

東日本賃貸住宅本部 住宅経営部 営業開発課  
〒163-1382 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー16階  
TEL.03-5323-3560〔定休日:土曜、日曜、祝日〕

UR都市機構のホームページ <https://www.ur-net.go.jp/>

※UR都市機構と「申込代行業者」とは、一切関係ありませんのでご注意ください。

洋光台北団地<1-11号棟>のお問い合わせ先

TEL.03-5323-3560

午前9時30分～午後5時30分 定休日:土曜・日曜・祝日  
※令和3年1月30日(土)・31日(日)は営業しております。